

岩手県盛岡市

令和6(2024)年度 もりおか女性センター業務概要

指定管理者:特定非営利活動法人 参画プランニング・いわて

はじめに

もりおか女性センター指定管理の第5期目がスタートし、その1年目の令和6年度事業の業務概要を作成いたしました。この一年もNPOのミッションに基づき、盛岡市の男女共同参画推進の拠点施設として、多くの市民の利用促進や活動支援等の運営に努めてまいりました。

毎年度の三大事業として位置付けている「もりおか展」「フェスティバル」「女性に対する暴力をなくす運動」は、事業予算縮減の事情の中でも、それぞれの事業目的を達成するため企画を練り上げ計画通り遂行いたしました。

各種講座では、男女共同参画社会の実現に向けて主体的に行動できる人材を育成するために、講座終了後、受講生同士がつながる自主グループの立ち上げをサポートし、結成に至った講座がありました。また、数年ぶりに、全国女性会館協議会とテトラパック(株)の共催事業で、シングルマザーと子どもを対象に、ママはひとり時間をもち、子どもは調理から後片付けまで体験し、そのあと親子で食事を楽しむ講座を実施できました。

人権出前講座や防災出前講座は依頼件数が徐々に増えており、学校や町内会等に出向き、人権に基づく意識啓発の機会を多く得られました。

2024年4月困難女性支援法が施行され、保護更生の視点から、女性の人権を基本理念とした法律に転換されました。そこで、女性相談事業関連として新規事業を実施したことと、相談事業の主軸としている心理支援とエンパワーメントの重要性を再確認しつつ継続しております。

情報の収集・発信については、ホームページなどネット配信にも力を入れていますが、中でも、ニュースレターは、サイズの拡大と印刷をカラーに変更し、内容もテーマを設けるなど大きく刷新しました。また、情報の宝庫である書籍を多くの方に利用していただくために配架の仕方やSNSの発信に努めました。

誰もが安心して暮らせる平和な社会を構築し、多くの市民に当センターをご利用いただけますように、次年度以降も創意工夫をして一層の運営に努めてまいります。

もりおか女性センター長 高橋和佳子

INDEX

概 要 ► PP. 1 ~ 7

事業実績 ► PP. 8 ~ 36

資 料 ► PP. 37 ~ 50

概 要

- 1 目的と機能
- 2 歩み
- 3 組織と運営
- 4 施設の概要
 - (1) 貸出施設
 - (2) 相談
 - (3) 起業応援ルーム 芽であるネット

- 1 講座等事業実績
 - (1) 講座等事業実績一覧
 - (2) 全体事業・連携事業・市民団体支援事業
 - (3) 主催講座事業
- 2 情報事業
 - (1) 図書
 - (2) ニュースレター
 - (3) ホームページ
 - (4) 報道履歴
- 3 相談事業
 - (1) 相談件数推移
 - (2) 相談内訳
- 4 管理事業
 - (1) 施設利用状況
 - (2) 視察・講師・インターンシップ受入等

事業実績

資 料

- 1 盛岡市男女共同参画推進条例
- 2 盛岡市女性センター条例
- 3 盛岡市女性センター条例施行規則
- 4 もりおか女性センター運営委員会
 - (1) もりおか女性センター運営委員会設置要綱
 - (2) 令和6年度もりおか女性センター運営委員名簿
- 5 もりおか女性センター別館（働く婦人の家）の歩み
- 6 もりおか女性センター主催事業チラシ

概 要

1 目的と機能

女性の自立と社会参画を支援するとともに、男女共同参画を推進する拠点、それが「もりおか女性センター」です。男女共同参画社会の実現のために、各種事業の展開、情報・市民活動の場の提供、相談事業等を行っています。

＜もりおか女性センターの5つの機能＞

学ぶ

学習・研修の機会の場

男女共同参画をテーマにした各種講座等を企画・実施するとともに、市民の自主的な活動を支援します。

出会う・力をつける 活動促進・交流の場

知識や技能の習得、日常生活に役立つ各種講座を実施し、女性センターでの出会いを通じて発足した自主活動グループ等に活動の場を提供しています。

悩み・考える 相談

性別に起因する生きづらさや悩みに寄り添い、解決方法とともに考え方解決方法とともに考え、支援する相談事業を行っています。

考え究める 調査・研究事業

男女共同参画に関する調査・研究を行っています。

知る 情報提供・収集の場

女性問題や男女共同参画社会実現のための図書・資料を収集、提供しています。

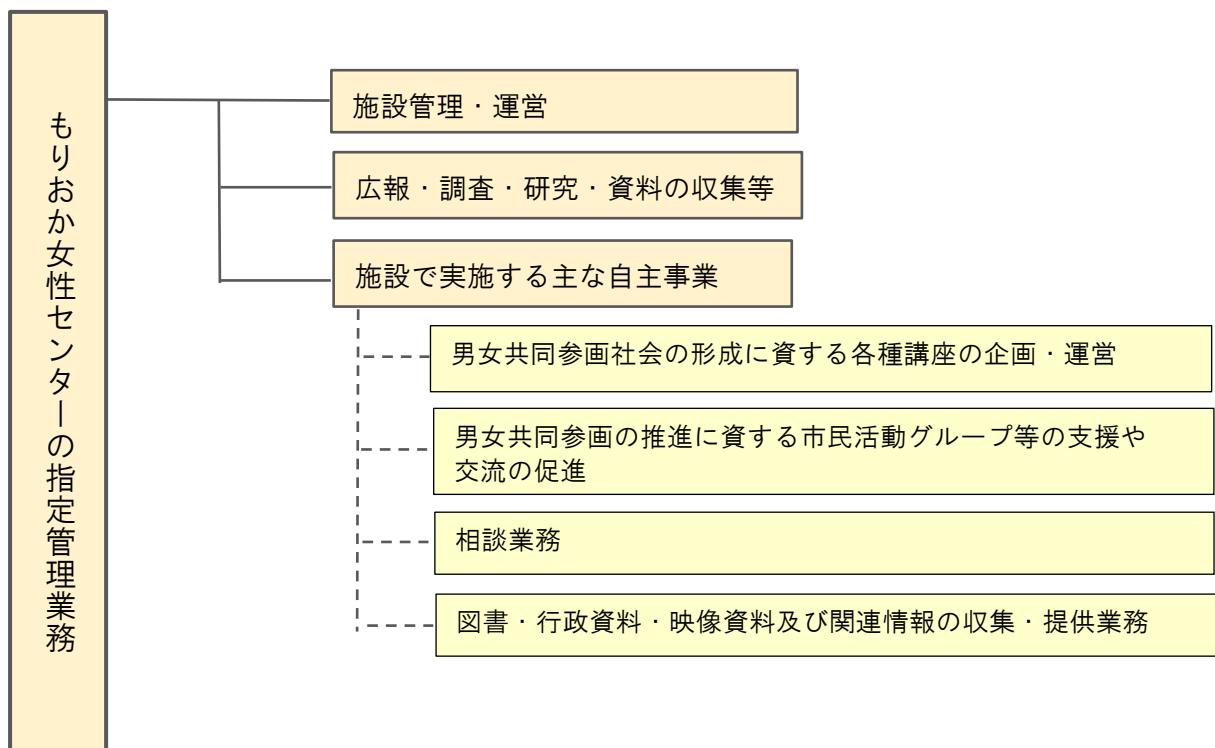
2 歩み

年月日	記事
平成 12・6	盛岡市の中心部に位置する複合施設プラザおでって 5 階に「もりおか女性センター」開設。
17・ 4・ 1	平成 16 年度盛岡市行財政構造改革に基づき両館統合が示され、プラザおでっての 5 階部分をもりおか女性センター本館、旧盛岡市働く婦人の家をもりおか女性センター別館と名称を改めた
18・ 4・ 1	指定管理者制度を導入 指定管理者:特定非営利活動法人 参画プランニング・いわて 指定期間:平成 18 年 4 月 1 日～平成 21 年 3 月 31 日
18・ 6	ニュースレターNO.1 号発行
18・ 7	ホームページ開設
19・ 4	全国女性会館協議会(マイクロソフト株式会社「女性のための UP プログラム全国版」)より事業を受託し、シングルマザーの就労支援事業を実施(平成 20 年度まで)
19・ 5	ホームページで施設空室公開サービス開始
19・10	財団法人主婦会館(ジョンソン・エンド・ジョンソン社会貢献委員会)より事業を受託し、ドメスティックバイオレンス啓発事業を実施
20・ 4	全国女性会館協議会(マイクロソフト株式会社「女性のための UP プログラム全国版」)より事業を受託し、女性の起業支援事業を実施
21・ 4・ 1	第 2 期指定管理期間スタート
21・ 4	ふるさと雇用再生特別基金事業を活用し、配偶者暴力防止事業を実施(平成 23 年度まで)
21・ 4	全国女性会館協議会(マイクロソフト株式会社「女性のための UP プログラム全国版」)より事業を受託し、IT を活用した女性農業者のための起業支援事業を実施(平成 23 年度まで)
21・ 6・22	市町村として東北初の配偶者暴力相談支援センターに指定
22・ 1	ふるさと雇用再生特別基金を活用し、女性のための経済的自立支援事業を実施(平成 23 年度まで)
22・ 5・12	もりおか女性センター別館内に女性の起業や就業支援のための「起業応援ルーム 芽であるネット」を開設
22・11	ホームページ上で「ラジオ mjc」を開設(令和 5 年 3 月 31 日終了)
24・ 3	住民生活に光をそそぐ交付金を活用し、相談室を増設
24・ 4	国際協力NGOオックスファム・ジャパンより事業を受託し、女性の起業や就業支援のための事業を実施(平成 26 年度まで)
25・ 4	緊急雇用創出事業を活用し、DV未然防止及び被害者支援事業を実施
26・ 4・ 1	第 3 期指定管理期間スタート
26・ 4	配偶者等暴力防止事業を実施
26・11	全国女性会館協議会主催第 8 回事業企画大賞受賞
27・ 3・ 1	もりおか女性センター別館休館
27・ 4・ 6	「起業応援ルーム 芽であるネット」をプラザおでっての 1 階に移転
27・12・24	もりおか女性センター別館の廃止
31・ 4・ 1	第 4 期指定管理期間スタート
31・ 4	配偶者等暴力防止事業を実施(継続中)
令和 3・4～6 3・ 7～4・ 3 4・ 4～5・ 3	コロナ禍における女性支援事業を受託し、新型コロナウイルスの感染拡大による様々な要因で不安を抱える女性に対する支援事業を実施
令和 6・4・1	第 5 期指定管理期間スタート 指定管理者:特定非営利活動法人 参画プランニング・いわて 指定期間:令和6年4月 1 日～令和 11 年 3 月 31 日

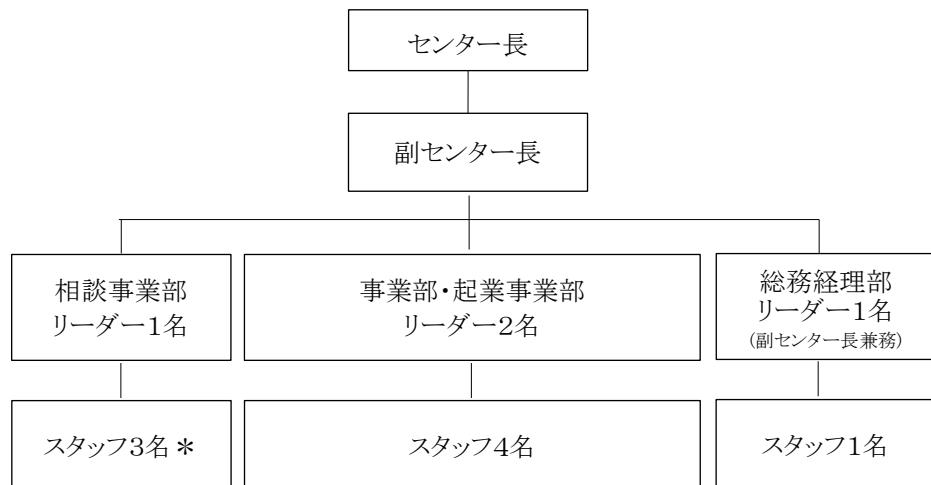
※もりおか女性センター別館(働く婦人の家)の歩みは、P49 参照

3 組織と運営

施設名 : もりおか女性センター
施設の設置者 : 盛岡市(市民部市民協働推進課男女共同参画推進室)
及び所管
施設管理運営団体 : (指定管理者)特定非営利活動法人 参画プランニング・いわて
及び代表者名 理事長 植田 真弘
指定管理の期間 : 令和6年4月1日～令和11年3月31日までの5年間



◆組織図(職員 13名)



(補足)「*」は、うち、2名は配偶者等暴力防止事業所属職員

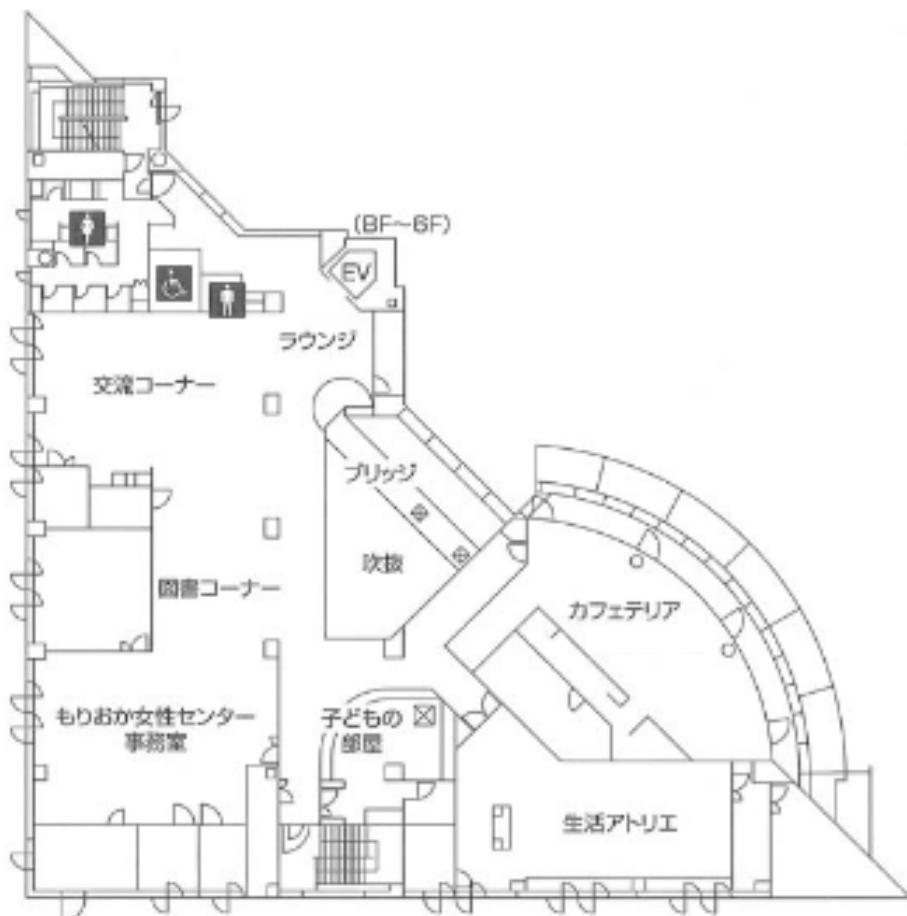
4 施設の概要

所在地 : 〒020-0871 盛岡市中ノ橋通一丁目1番 10号 プラザおでって1階・5階
 開館時間 : 午前9時～午後9時30分(月曜日～金曜日)
 午前9時～午後5時(土・日・祝日)
 休館日 : 毎月第2火曜日、年末年始(12/29～1/3)
 建物の規模 : 鉄骨鉄筋コンクリート造6階建て地下1階(複合施設)
 地下1階 駐車場
 1階 起業応援ルーム 芽でるネット 床面積 110 m²、
 北東北交流センター他
 2～4階 観光文化情報プラザ、盛岡観光コンベンション協会、
 ホール、会議室他
 5階 もりおか女性センター 床面積 699 m²、カフェテリア
 6階 盛岡てがみ館

階	室名	収容人数	主な利用方法	広さ(約)
1階	起業応援ルーム 芽でるネット	—	起業就労支援、関連図書の貸出	110 m ²
5階	交流コーナー	50	グループ活動、情報交換、読書、新聞の閲覧	113 m ²
	図書コーナー	12	雑誌、資料の閲覧	38 m ²
	相談室	8	相談	20 m ²
	生活アトリエ	36	生活に役立つ衣・食・住の体験学習	98 m ²
	子どもの部屋	10	託児、子どもと保護者が自由に過ごせるスペース	41 m ²
	事務室	—	使用申込手続き、図書の貸出し、情報提供	100 m ²
	会議室	15	会議	36 m ²
	印刷室	—	登録団体が印刷	9 m ²
	資料室	—		6 m ²
	その他	—	ラウンジ、トイレなど	238 m ²

(1) 貸出施設

利用対象者	男女共同参画社会実現のために活動している市民団体又はグループ (特定の政治活動、宗教活動、営利を目的とする活動は利用不可)
利用方法	1 仮申請 利用希望日の3か月前の9時から電話または窓口にて受付 2 本申請 仮申請より、原則7日以内に来館のうえ「使用許可申請書」を提出
利用時間	午前9時～午後9時30分(月曜日～金曜日) 午前9時～午後5時(土・日・祝日)
休館日	毎月第2火曜日、年末年始(12/29～1/3)
利用料	無料



施設名	生活アトリエ
収容	36人
広さ(約)	98m ²
設備	長テーブル10本、イス30脚
主な利用方法	生活に役立つ衣・食・住の体験学習
対象	男女共同参画社会のために活動している、 概ね5名以上の団体・グループが利用可 ※原則1団体につき月1回の利用



施設名	交流コーナー
収容	50人
広さ(約)	113m ²
設備	机、椅子、ロッカー、湯沸し機等
主な利用方法	グループ活動、情報交換、読書、新聞の 閲覧
市民団体予約席	男女共同参画社会実現のために活動している市民団体に限り、2テーブルまで予約可 (2テーブル6~8名程度)



施設名	子どもの部屋
収容	10人
広さ(約)	41m ²
設備	円形座卓、遊具等、トイレ、シャワー
主な利用方法	託児、子どもと保護者が自由に過ごせるスペース
対象	就学前の乳幼児とその保護者



施設名	図書コーナー
収容	12人
広さ(約)	38m ²
設備	図書、ビデオ、机、椅子
主な利用方法	雑誌、資料の閲覧
対象	どなたでも ※要利用登録
貸出期間等	本3冊、映像資料2本 (本、映像資料合わせて3作品) ※2週間以内
蔵書	8,262冊(令和7年3月末現在)



施設名	印刷室
収容	一
広さ(約)	9m ²
設備	印刷機、折機、裁断機、机
主な利用方法	盛岡市男女共同参画団体登録「なはんネット もりおか」に登録がある団体に限り利用可 ※ロッカー利用可



(2) 相談

ア 女性相談

女性を対象とし、生活や生き方に関わる身近な問題について幅広く相談に応じ、相談者自らの主体的な問題解決を促進しながら、^①エンパワーメントにつながる支援を目指す。

(ア) 実施場所 もりおか女性センター内

(イ) 方法 面接・電話・メール

○開設日時 月・火・金 10:00～17:00／水・木 10:00～20:00



イ 男性相談

男性の抱える生きづらさに寄り添った、男性相談員による問題解決のサポートをする。

(ア) 実施場所 プラザおでって1F 起業応援ルーム 芽でるネット

(イ) 方法 面接・電話

○開設日時 月1回土曜日 10:00～12:00

ウ LGBT 相談

性別の違和感、性的指向、性自認、またアウティング・カミングアウトで悩んでいる方のためのサポートをする。家族、友人などご本人以外からの相談も可。

※メール相談は令和2年4月 30 日開設

※男性相談は令和4年1月開設、LGBT 相談は4月開設

※盛岡市配偶者暴力相談支援センターは平成 21 年 6 月 22 日指定

(3) 起業応援ルーム 芽でるネット

女性の起業や就労に関する支援を行い、女性の経済的自立を目指す。



主な内容 : 起業講座や就労支援講座等の開催
起業や就労に関する個別相談、パソコン貸出・操作のサポート、コワーキングスペースの貸出、出店体験
起業や就労、パソコン活用のための本の貸出

利用時間 : 月曜日～金曜日 10 時から 17 時(12 時～14 時休室)

※毎月第2火曜日及び土日・祝日・年末年始は休室

個別サポート等は、要事前予約

施設名	図書コーナー
設備	図書
主な利用方法	図書等の閲覧、貸出し
対象	どなたでも ※要利用登録
貸出期間等	本3冊 ※2週間以内
蔵書	221 冊(令和7年3月末現在)
図書分類	起業関連図書／パソコン活用関連図書



ホームページ: <http://www.sankaku-npo.jp/mederunet>

①「エンパワーメント」とは

人生のさまざまな選択において自己決定をし、自分らしい人生を生きる力を獲得することです。

事業実績

1 講座等事業実績

(1) 講座等事業実績一覧

男女共同参画社会の実現に向けて、学習の場と啓発のための情報の提供を目的とし次の事業を開催した。

区分	開催日	事業名	回数	定員 (人)	実数 (延べ人数)
全体事業	6/14～27	男女共同参画週間もりおか展 2024 ①講演会・対談「見つけよう！わたしにとっての スタンダード～未来に備えて」 ②事業関連パネル・図書展示・DVD上映	14日間	①100 ②一	729 ①73 ②656
	11/12～25	なくそう！女性に対する暴力 2024 テーマ『性暴力をなくそう！』 街頭キャンペーン、パープル・ライトアップ、事業関連展示	14日間	一	2,367 街頭キャンペー ン 1,800 センター来場者 567
	2/7～14	もりおか女性センターフェスティバル 2024 ①映画会／トークタイム『マイスマールランド』 『リトル・ガール』 ②展示 上映作品に関する展示、利用団体活動紹介・ 女性起業家事業紹介展示	8日間	①映画会 各 80 トークタイム 各 10 ②一	382 ①映画会 108 トークタイム 20 ② 254
連携事業	5/21, 23	盛岡市 令和6年度DV被害者対応研修	2	各 40	62
	8/23	岩手大学 女性のキャリア形成支援リカレントプログラム 2024 ベーシックコース第3回実践的スキルアップセミナー 「会議の記録が変わる！思考の整理ができる！ グラフィックレコーディング講座」	1	一 連続 20 一般 30	41 連続 20 一般 21
	9/7	日本テトラパック㈱助成事業 「キッチンから笑顔 子どものための（地球に優しい） クッキング体験＆シンママのリラックスタイム」	1	10組	8組 16
	1/21	企業・市民向け男性育児休業取得促進セミナー 「働き方が変われば仕事と家庭の未来が変わる！ 知っておきたい男性育休」	1	100	23
	2/20	令和6年度盛岡市多様な人材の活躍推進 フォーラム 多様性が活かされる職場とは？ ～ダイバーシティ推進のヒント～ 第1部「企業におけるダイバーシティ推進について」 第2部「性の多様性から考える 誰もが働きやすい 職場づくりについて」	1	会場 60	32 (内 8がア カイド)

市民団体事業	10/23	団体名：防災アクショングループ ワークショップ 「過去の災害から考える防災と男女共同参画」	1	25	19
	11/ 9	団体名：新日本婦人の会盛岡支部 カフェ 「私・家族が倒れたら介護はだれがするの? ～介護保険をつかって自分らしい暮らしかたを模索する～」	1	50	42
	11/26	団体名：もりおか女性の会 カフェ 「町内会活動～町内会 女性会長さんに聞く～」	1	30	15
主催講座	6 /16, 22, 29	ジェンダー論講座 「LOOK at MOYAMOYA!!」	3	15	36
	9/28, 10/ 5, 19	防災連続講座 ボウサイ×ジェンダー 備えておきたい「コト」と「モノ」 ①連続講座②公開講座	3	①20 ②30	41 ①32 ②9
	3 / 1	キレイが続く！親子のお片付けメソッド& ほっこりティータイム	1	20組	6組 13
	6～11 月	防災出前講座 「女性・高齢者・障がい者など、 多様な視点から防災を学んでみよう」	通年	—	11 地区 237
	【内訳】	6 / 4 新庄町内会 (22 人) 6 / 8 上田堤町内会 (19 人) 7 / 8 山岸 5 丁目町内会 (16 人) 8 / 6 仁王地区民生児童委員協議会 (21 人) 8 / 27 洞清水町内会ふれあいきいきサロン (13 人) 9 / 14 高松 4 丁目町内会 (18 人) 9 / 20 黒石野平地区町内会 (45 人) 9 / 26 本宮地区福祉推進会 (30 人) 10 / 12 みたけ 6 丁目町内会 (12 人) 10 / 25 松園公民館 (22 人) 11 / 9 加賀野 2 丁目町内会 (19 人)			

区分	開催日	事業名	回数	定員 (人)	実数 (延べ人数)
起業支援講座	7/27	インスタグラムで集客 ビジネス活用講座	1	30	36
	11/6, 13, 20	就労支援講座 自分らしい働き方を描く	3	10	26
	12/1, 8, 21 1/11, 2/8	女性起業芽でる塾 ①連続講座 ②公開講座 I (講義・先輩女性起業家トーク) 公開講座 II (先輩女性起業家講演会・ チャレンジショップ)	5	① 20 ②各 30	286 ①57 ②57 来場者 172
相談事業	5/18, 6/1, 2	ユースリーダー養成講座 2024	6	20	41
	12/7, 2/1	おしゃべりルーム	各 2	各 5	8
	原則 第4水曜日	ウィメンズサロン・ゆるり	各 1	-	15
人権出前講座	4～3月	生徒・学生のための人権講座 「大切なわたし 大切なあなた」	各 1	-	11校 1,082
	【内訳】	4/8 岩手県立盛岡視覚支援学校 中高専科 (31人) 5/13 岩手県立大学 社会福祉学部 (29人) 7/1 岩手県立不来方高等学校 1年生 (261人) 7/4 岩手県立盛岡みたけ支援学校 高等部 (23人) 7/8 岩手県立零石高等学校 3年生 (23人) 7/7, 8, 10 岩手県立大学杜陵高等学校通信制 (182人) 8/20 盛岡中央高等学校附属中学校 3年生 (37人) 12/20 岩手県工業高等学校定時制 (34人) 1/8 児童養護施設 和光学園 (20人) 1/27 岩手県立盛岡第二高等学校 3年生 (182人) 3/18 岩手県立盛岡第四高等学校 1年生 (260人)			

※定員及び実数 (延) は、上段が合計の数を示したもの

(2) 全体事業・連携事業・市民団体支援事業

第3次盛岡市男女共同参画推進計画 基本目標1(施策1)・3-1(施策1)

事業名	男女共同参画週間もりおか展 2024
実施日	6月 14 日(金)～27 日(木) ※講演会6/16(日)
対象	どなたでも
回数	14 日間
定員	①会場 100 人 ②-
参加者延べ人数	729 人(①73 人 ②656 人)
目的	国が定めた「男女共同参画週間」の時期に併せ、地域の男女共同参画推進を図るために広く市民に啓発・推進していくことを目的に開催。
内容	<p>■①講演会・対談 演題:「見つけよう！わたしにとってのスタンダード～未来に備えて」 講師:矢野智美さん (株式会社ヘラルボニー岩手コミュニティマネージャー) 対談:矢野智美さん×渡部あさみさん(岩手大学人文社会科学部准教授)</p> <p>■②事業関連パネル・図書表示・DVD 上映</p> <p>【事業関連パネル】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画社会基本法パネル ・なるほどジェンダーパネル ・28歳の働く私 ・日本のジェンダーギャップ指数 ・岩手のジェンダーギャップ指数 ・消滅可能性自治体(岩手県の場合) ・人口流出・少子化を止めるにはどうすればいい？考えてみよう ・令和モデルの実現に向けて ・令和5年度もりおか女性センター事業紹介 <p>【図書・DVD 上映】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画週間関連図書 ・男女共同参画関連 DVD 上映 など
成果	<ul style="list-style-type: none"> ・10代から80代まで幅広い年代が参加。参加者は女性のキャリア形成において、自分の価値観を大切にすることを改めて考え、社会構造の問題や固定的な役割分担意識に縛られず、仕事や自分のやりたいことを諦めなくてもよいという気づきを得る機会となった。 ・対談中にライブキュー(リアルタイムでコメントができるツール)を使用し、ジェンダー問題に関するモヤモヤを全員で共有したほか、講師、対談者からコメントに対しての意見交換も入れたことから、参加者が抱えるモヤモヤと向き合うヒントが得られ、参画しながらの手法で展開した。 ・「28歳の働く私」などをはじめ、講演会後もパネル展示を見ている方が見受けられた。親しみやすい展示が参加者の目を展示物に向けることができた。また、SNSで展示の様子を動画で周知することにより、他県の男女共同参画関連施設から反応をいただけた。
参加者アンケート	<ul style="list-style-type: none"> ・「環境によって自分を変えることができる」という考え方、興味深かったです。二人の対談がきっかけで、新しいことを発見したような気がしました。参加してよかったです。 ・華やかな経験だけの方なのかと思っていた矢野さんにもつまずきがあって、今があるのだと思いました。渡部先生のお話もとても分かりやすかったです。 ・事前に参加者のモヤモヤを集めて、知ることができたのがよかったです。同じ盛岡で自分以外にもこんなことを思っているんだと思えた。

第3次盛岡市男女共同参画推進計画 基本目標2-2(施策1)

事業名		なくそう！女性に対する暴力 2024
実 施 日	11月12日(日)～25日(土)	
対 象	どなたでも	
回 数	14日間	
参加者延べ人数	2,367人(①567人 ②1,800人)	
目 的	<ul style="list-style-type: none"> ・女性に対するあらゆる暴力の未然防止と根絶を目指す。 (今年は性暴力をなくそうにテーマを絞る) ・被害当事者にメッセージを届けるとともに、一般市民の関心を喚起し、暴力根絶について意識啓発を行う。 	
内 容	<ul style="list-style-type: none"> ■①もりおか女性センター会場 <ul style="list-style-type: none"> ・事業関連掲示物の展示 ・メッセージTシャツの展示 ・パープルリボンツリー ・関連図書の紹介 ・パープルキルトの展示 ■②街頭キャンペーン 18日(金) <ul style="list-style-type: none"> ・JR盛岡駅北口2Fフェザン入口、IGR盛岡駅にて啓発グッズを配布 ■パープル・ライトアップ 15日(水)～25日(土) <ul style="list-style-type: none"> ・東北電力ネットワーク株式会社 岩手支社 鉄塔 	
成 果	<ul style="list-style-type: none"> ・啓発グッズ選定の工夫により、予算内で昨年より多く用意することができた。 ・展示物の「メッセージTシャツ」に込められた背景について、センター長から説明を受ける機会を設けたことにより、職員が趣旨や目的をより深く理解することができた。 	
参加者アンケート	実施していない。	

第3次盛岡市男女共同参画推進計画 基本目標1(施策1、2)・2-1(施策1、4)・3-2(施設2)	
事業名	もりおか女性センターフェスティバル 2024
実施日	2月7日(金)～14日(金) ※映画会2月8日(土)～9日(日)
対象	どなたでも
回数	8日間
定員	270人(①映画会各回80人、トークタイム各回10人) ②ー
参加者延べ人数	382人(①映画会108人、トークタイム20人 ②254人)
目的	「人権」をテーマとし、難民、LGBTQ+を取り上げた映画を通して、SDGsの目標5「ジェンダー平等実現」、目標10「人や国の不平等をなくす」、目標16「平和と公正をすべての人に」のそれぞれの目標に関わる課題を共有し、理解を深める機会とする。併せて、日頃、もりおか女性センターで活動している市民団体の活動紹介や起業応援ルーム芽であるネットを利用している女性起業家の事業紹介展示を行い、市民に「地域の中の施設」として親しんでもらうことを目的に本事業を開催する。
内容	<p>①映画会・トークタイム</p> <ul style="list-style-type: none"> ・マイスマールランド／114分・2022年・日本、フランス ・リトル・ガール／85分・2020年・フランス <p>②展示</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用団体活動紹介 ・女性起業家事業紹介 ・映画関連紹介
成果	<ul style="list-style-type: none"> ・普段の生活ではあまり触れることのない「難民問題」や「トランスジェンダー」の現実について、それぞれの視点から「人権」について知り、考える機会を提供できた。アンケートからも自分事として捉えるきっかけとなったという声があり、参加者の意識変容を促すことができ、今後、行動変容へつながることが期待される。 ・時勢に合った作品を選定(「難民問題」「LGBTQ+」)したことで市民の関心を引くことができた。アンケートから、映画会を通してセンターが伝えたいことと、参加者が受け取ったことが一致したことが窺えた。 ・映画鑑賞だけでなく、トークタイムを設けることで、映画を見ての感想、意見など、参加者それぞれが言葉にして共有することにより、新しい気づきを得て、テーマについてより理解を深める機会にできた。 ・映画作品に関連した掲示物を作成し、追加情報を届けることができた。
参加者アンケート	<ul style="list-style-type: none"> ・難民認定が下りなければ就労や移動がこれほど制限されるということに驚きました。学生の私は主人公と年も近く、この映画を通してクルド人の置かれている状況をより具体的に想像できたと思います。 ・隠れて暮らさざるを得ないからこそ、声が表に現れない深い問題があることを痛感しました。映画としてよりリアルに表現することで、ニュースで知ったつもりになるのではなく、少しでも自分ごととしてとらえられたと感じます。国としての大きなルールにも、きっとそれなりの理由があるのでしょうが、、、人として個々に寄り沿うことができないのか。そのバランスのとり方も時代にあわせて柔軟に話し合っていかなければいけないと思いました。 ・とても良い映画でした。こうした、理解につながる映画や企画はとてもよいことだと思う。サシャの家族のチームワークのすばらしさ印象に残りました。今後もサシャがすばらしい人生を生きていいくよう祈ります。

第3次盛岡市男女共同参画推進計画 基本目標2-2(施策1、2)

事業名	盛岡市 令和6年度 DV 被害者対応研修
実 施 日	5月 21 日(水)、23 日(金)
対 象	①盛岡市 新採用職員、各課等窓口対応職員、業務でDV被害者と接する機会がある職員、その他希望する職員(会計年度任用職員含む) ②盛岡広域圏市町職員
回 数	2回
定 員	各 40 人
参加者延べ人数	62 人
目 的	市役所職員は行政機関の中でも市民に近いため、命の危険がある DV 被害者と接する可能性も高く、被害者の立場に立った適切な対応と情報管理が強く求められる。市職員が DV についての知識や実践的な窓口対応及び情報管理の徹底について習得することで、DV 被害者を守り、被害の深刻化や二次被害を未然に防ぐため実施するものとする。
内 容	<p>■第一部 DV の基礎知識と対応の留意点</p> <p>(1)「DV 被害者窓口対応の手引き」の活用について(男女共同参画推進室)</p> <p>(2)DV の基礎知識と窓口対応について(もりおか女性センター)</p> <p>(3)被害者支援における庁内の協力体制について(こども家庭センター)</p>
成 果	<ul style="list-style-type: none"> ・個人情報の厳守等、注意点を伝えることができた。
参加者アンケート	<ul style="list-style-type: none"> ・情報の取扱いについて、いま一度見直して業務にあたっていこうと思いました。 ・DV は生命に直結する問題であるからこそ慎重な対応を求められるということを肝に銘じていきたいと思いました。 ・DV 被害を受けていることは個人情報であり適切な管理が必要であることがわかった。自分の所属課にも今回の研修での学びを共有していきたい。

第3次盛岡市男女共同参画推進計画 基本目標3-2(施策1)

事業名	岩手大学 女性のキャリア形成支援リカレントプログラム 2024 一般公開セミナー ベーシックコース第3回
実施日	8月 23 日(金)
対象	おもに県内の事業所で働く、将来リーダーとなることが期待される女性
回数	1回
定員	50人 (連続20人・一般30人)
参加者延べ人数	41人 (連続20人・一般21人)
目的	岩手大学と県内の複数自治体が協働で実施する「女性のキャリア形成支援リカレントプログラム 2024」の一つとして、過去に県内の女性を対象に実施したアンケート調査において要望が多かった「コミュニケーション力の実践的スキル向上」をテーマにしたセミナーを実施し、県内、市内で働く女性のキャリアアップに繋げるもの。
内容	<p>■実践的スキルアップセミナー</p> <p>「会議の記録が変わる！思考の整理ができる！グラフィックレコーディング講座」</p> <p>講師: 岸智子さん(グラフィックレコーダー／(一財)認定ワークショップデザイナー)</p>
成果	<ul style="list-style-type: none"> ・事実や感情を伝え、他者と共有するツールとしてグラレコを知り、魅力を感じていただけた。(アンケートより)「情報共有の際、自分だけでなく周りの方もモチベーションアップに繋がるという気づきを得た」「事実と感情を確認できるので自己分析にも繋がる」 ・グラレコを通したコミュニケーションスキルの向上に繋がられた。(アンケートより)「文章の受け取り方は人それぞれであり、うまく伝わらず憶測の感情が働くことがあるが絵は感情記録をサポートしてくれることを知ったので文章に感情を乗せて記録することを活かしたい」 ・グラレコで伝える手法を学んだことでイラストを描くことが苦手な方でも楽しみながら簡単に描くことができ、自信に繋がった。 ・アンケートより「大変有意義だった」「有意義だった」と回答した人が 95%と大半が満足していただけた。
参加者アンケート	<ul style="list-style-type: none"> ・今まで正確に記録する、ということに重きを置いていたので「事実に意味をつける記録」をとるという手法がとても印象的だった。 ・簡単な絵があることで、文字だけの情報よりも興味が湧き、もっと話を聞きたいという気持ちになった。 ・絵を描いて楽しみながら作り上げられること、見返した時に事実と感情を確認できるので自己分析にもつながると思った。

第3次盛岡市男女共同参画推進計画 基本目標3-1(施策3)

事業名	日本テトラパック(株)助成事業 「キッチンから笑顔 子どものための(地球に優しい) クッキング体験&シンママのリラックスタイム」
実 施 日	9月7日(土)
対 象	シングルマザーとその子ども(小学1年生から3年生)
回 数	1回
定 員	10組(親:10人 子:12人)
参加者延べ人数	8組 16人
目 的	<p>ひとり親(シングルマザー)の家事負担を軽減し、親が安心して仕事ができるようになるため、子どもが自分で料理することを通じて料理の楽しさを知り達成感を味わうことで自尊心を養い、生活面での自立を促していく。また、リサイクル体験を通して環境問題への意識を高め、日ごろから環境に配慮した行動が取れるようになるようになる。</p> <p>母親は心身のケアをしながら安心安全な場所でこころとからだに向き合う“個”的時間確保することを目的とする。同時に、近年ひとり親世帯が増えつつある中で、孤立しがちなひとり親同士が知り合う機会を提供することで、つながりをつくり孤立を防止することを目指す。</p>
内 容	<p>■子どものクッキング体験 講師:小屋敷由美子さん(農園食堂おゆみ)</p> <p>■母親のためのいすヨガ体験 講師:もりやゆみこさん(ヨガスタジオ Oasis 代表)</p>
成 果	<p>■子どものクッキング体験</p> <ul style="list-style-type: none"> ・男性アシスタントが子ども達の調理の補助をすることで、女性だけが家事を担うのではないというメッセージを伝えることが出来た。 ・「家でも作ってみたい！」という発言が多数寄せられ、子どもたちが料理づくりの体験をとおして家事参画への意欲や自信につなげることができた。 <p>■母親のためのいすヨガ体験</p> <ul style="list-style-type: none"> ・母親からは、「常に子どもと一緒にいるため、親子が離れて過ごす今回の講座はとても嬉しかった。」との声があり、アンケートでも「親子が離れる時間を持ち、自分の身体や心にフォーカスできた。」という感想が寄せられたことから、子どもと離れて自分自身と向き合う時間を設けることが出来た。 ・悩みを共有し、参加者同士が交流する機会となった。 <p>■全体</p> <ul style="list-style-type: none"> ・いすヨガ体験をきっかけに、食事後も参加者同士の交流が見られた。また、連絡先交換をしている様子から横の繋がりをつくることが出来た。 ・子ども達が、母親や学校の先生以外の大人と過ごすことや、初めて会う子ども同士で調理することで、対人関係の学びに繋がった。
参加者アンケート ※母親の回答	<ul style="list-style-type: none"> ・心や身体に意識を向けることが改めて大事な時間だと感じた。 ・外に出てゆっくりやることができてよかったです。運動時間が日頃確保できず助かりました。ダイエットに効くものも知りたかったです。 ・料理を作ること、同世代の子どもたちとご飯を食べること、楽しかったようです。 ・子どもと別々にそれぞれ楽しめたところがとてもよかったです。

第3次盛岡市男女共同参画推進計画 基本目標3-1(施策3)・3-2(施策2)	
事業名	企業・市民向け男性育児休業取得促進セミナー 「働き方が変われば仕事と家庭の未来が変わる！ 知っておきたい男性育休」
実 施 日	1月 21 日(火)
対 象	中小企業の事業主、管理職及び人事労務担当等 その他希望する方
回 数	1回
定 員	100 人
参加者延べ人数	23 人
目 的	<p>国の令和5年度雇用均等基本調査では男性の育休取得率(産後パパ育休を含む)は30.1%と、前回調査(令和4年度 17.13%)より13 ポイント上昇し、過去最高の取得率及び上昇率となった。国が目標とする、2025 年に 50%の男性の育休取得率の達成を目指し、より一層の普及と啓発が求められる。</p> <p>本事業では、男性(父親)の育休取得促進により、積極的に子育てをしたい男性(父親)の希望を実現できるほか、パートナーである女性(母親)に偏りがちな育児や家事をシェアすることで夫婦の絆も深まり、夫婦互いの就労機会の拡大や企業の働き方改革に関する機運を高めることを目的とする(内閣府「地域女性活躍推進交付金」活用事業)。</p>
内 容	<ul style="list-style-type: none"> ・男性育休の現状 ・男性育休に関する法制度 ・育休取得に向けて企業がすべきことなど <p>講師:東浩司さん(株式会社ソラーレ 代表)</p>
成 果	<ul style="list-style-type: none"> ・男性育休取得率の低さの背景にある労働における男女差について示し、企業の事例を交えながら、参加者が企業としても個人としても育児参画の必要性について理解を深める機会となった。 ・Zoom でのオンライン開催なので、直接足を運ばなくてもよく、参加者からも参加しやすいという声があった。パワーポイントと講師の講話だけなら、オンラインでも十分知識を補えると感じた。アーカイブ配信もあったので、参加者がセミナー内容を振り返ることも出来た。 ・講師が自身の経験を踏まえて話してくださったので、参加者も自分事として捉えることが出来たのではないかと思う。アンケートの「講師への質問・御意見」にも、参加者自身が男性育休に関して感じていることを記述してくれたことは、今後講座やセミナーを展開していく上でのヒントとなった。
参加者アンケート	<ul style="list-style-type: none"> ・貴重なお話をありがとうございました。ユーモアのある講演で、同僚と笑いながら楽しく受講することができました。同僚も申しておりましたが、育児休暇を「いつ取るの？」という声掛けはとても大切だと感じました。偶然にも弊社には産休・育児休暇を取る対象となる男性社員がいないのですが、今回の講演をきっかけに社内の就業規則を見直し、自分たちも制度をしっかりと認識した上で社内に周知していきたいと思います。 ・私も昭和世代のハードワーカーでした。昨年にくるみん認定を認証しましたが、両立支援の重要性について、あらためて理解することができました。企業のトップ自らの社員への働きかけが必須ということ、またその取組み事例に感服いたしました。 ・大変分かりやすい講義で、有意義な時間となりました。初めての出産、育休予定で不安なことも多々ありましたが、自分の中である程度整理されました。ありがとうございました。

第3次盛岡市男女共同参画推進計画 基本目標3-2(施策1、3)

事業名	令和6年度盛岡市多様な人材の活躍推進フォーラム 多様性が活かされる職場とは？～ダイバーシティ推進のヒント～
実施日	2月20日(木)
対象	テーマに関心のある盛岡地域の企業・市民等
回数	1回
定員	60人
参加者延べ人数	32人(内8人アーカイブ)
目的	性別や年齢などに関わらず多様な人材が、仕事と生活を両立させながら、働きがいをもつて活躍できる職場環境を整えていくことは、一人一人の豊かで多様な生き方を可能とするのみならず、持続可能な地域社会の形成、企業の継続的な発展に有効な取組である。 市内企業等にその意義と必要性を啓発することにより、誰もが安心して働き続けられる企業、事業所を増やすための一助とすることを目的とする。
内容	■第1部 「企業におけるダイバーシティ推進について」 講師:矢島洋子さん(三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社 CDIO・主席研究員 いわて女性活躍エグゼクティブアドバイザー) ■第2部 「性の多様性から考える誰もが働きやすい職場づくりについて」 講師:加藤麻衣さん(DE&Iコミュニティデザイナー)
成果	・ダイバーシティ推進の本質は単なる女性の採用や登用にとどまらず、組織のあり方や働き方、制度、風土全体の見直しが不可欠であることを共有した。「制約社員」も活躍できる環境づくりや、ポジティブ・アクションの推進など重要な施策について解説いただいた。さらに、男女のライフイベントに応じた柔軟な働き方の必要性や、多様な人材が活躍し続けるためのマネジメント課題についても具体的な方向性を探ることができた。 ・エンパワーメントの重要性や、SOGI・LGBTQ+に関する正しい知識を解説いただいた。歴史的背景やシンボルの変遷を学び、職場でのアウティング不安や当事者が直面する課題への理解が深まった。カミングアウトの有無に関わらず利用できる制度整備や、多様な性を尊重するLGBTフレンドリーな企業づくりの必要性を認識し、誰もが安心して働く職場環境実現への具体的な視点を得ることができた。
参加者アンケート	・上層部や働き手の意識としては、無意識に行っていることがいくつかあった。会社として行っていることを自覚し、社内全体に理念として浸透できればと感じた。 ・社内でも議論しているが、同じような方向でのお話をだったので、社内の方向性が合っていることが確認できた。 ・昭和60年代の働き方を、パワーハラスメントで進める方々が多く、50代クラスが苦戦しています。まだまだです！

第3次盛岡市男女共同参画推進計画 基本目標1(施策1)
基本目標2-1(施策3)・基本目標3-1(施策2、3)

事業名		市民団体支援事業
実施日	①10月23日(水) ②11月9日(土) ③11月26日(火)	
対象	一	
回数	各1回	
定員	① 25人 ② 50人 ③ 30人	
参加者延べ人数	① 19人 ② 42人 ③ 15人	
目的	<p>市民活動を行っている市民団体と女性センターが連携・協働し、事業の企画や実施を通して学びや意識の向上を図り、男女共同参画の推進ならびに団体活動の活性化をめざすものである。</p> <p>また、本事業を通して、市民の地域の課題解決への理解を深め、男女共同参画への意識を啓発・促進することを目的とする。</p>	
内容	<p>■①ワークショップ「過去の災害から考える防災と男女共同参画」 団体名: 防災アクショングループ</p> <p>■②カフェ「私・家族が倒れたら介護はだれがするの? ～介護保険をつかって自分らしい暮らしかたを模索する～」 団体名: 新日本婦人の会盛岡支部</p> <p>■③カフェ「町内会活動～町内会 女性会長さんに聞く～」 団体名: もりおか女性の会</p>	
成果	<ul style="list-style-type: none"> 令和5年度の防災連続講座の受講生で結成した「防災アクショングループ」が講座を実施することで、団体継続のきっかけとなり、今後の団体活動展開を支援することができた。本事業を活用して新しい団体が最初の一歩を踏み出すことが出来た。 各団体のグループワークでは意見交換が活発に行われ、参加者同士の交流が促進された。 もりおか女性の会では、アンケート結果に、男女共同参画って大事だという内容の記載があった。どのように男性社会に組み込んでいくのか前向きに考える様子が窺え、男女共同参画への意識の啓発推進の機会となつた。 	
参加者アンケート ※事業参加者の回答	<p>①防災における女性の参画はまだまだ足りていないし、課題が多いと感じた。みんなが意識をして、自分ごととらえることが大切だと思う。</p> <p>②専門家のお話、体験者のお話にはやはり説得力があって、とても勉強になった。たくさんの方の経験や知識を知る事が出来て良かった。今後の生き方の参考になった。</p> <p>③町内会活動に関わる前向きな姿勢やご苦労もパワーで乗り越えておられる姿勢が素晴らしいと思った。貴重な体験をお伺いできた。</p>	

(3) 主催講座事業

第3次盛岡市男女共同参画推進計画 基本目標1(施策1、3)・3-1(施策2、3)	
事業名	ジェンダー論講座 「LOOK at MOYAMOYA !!」
実 施 日	6月 16 日(日)、22 日(土)、29 日(土)
対 象	テーマに関心のある女性
回 数	3回
定 員	15 人
参加者延べ人数	36 人
目 的	日常生活で体験していることを通じてジェンダー問題を認識し、理論と結び付け考える力をつける。また、グループワークを通して課題解決に向けた方策を検討し、参画力(地域づくり人材)をもった人材の育成を目指す。
内 容	<p>■第1回:男女共同参画週間 「もりおか展 2024」 講演会&対談参加 講師:矢野智美さん(株式会社ヘラルボニー岩手コミュニティマネージャー) 登壇者:渡部あさみさん(岩手大学人文社会科学部准教授)</p> <p>■第2回:講義・グループワーク 「全部やるのが当たり前?仕事・家事・育児・介護 etc. ~女性の働き方から見えてくること~」 講師: 渡部あさみさん(岩手大学人文社会科学部准教授)</p> <p>■第3回:講義・グループワーク 「女性を取り巻くこんな悩みあんな悩み…どうやって向き合う!?」 講師:もりおか女性センター センター長</p>
成 果	<ul style="list-style-type: none"> ・ターゲットにしている子育て世代が来やすく、小さい子どもの機嫌が悪くならない、午後に影響の少ない時間に設定した。アイキャッチを意識した講座名にした他、おしゃれなカフェで開催することで興味を持ち、参加に至った方が見受けられた。 ・日本における女性活躍の変遷を各年代別に解説していただくことで、参加者が時代背景とあわせて歴史的経緯と社会構造について具体的に学ぶ機会となった。 ・講義とグループワークを通し、お互いのモヤモヤや思いを共有することで、参加者が性差社会で生きていることを感じ、違和感を再認識することができた。また、現在の状況に疑問を持ち、連携し声をあげていくことの大切さに気づくきっかけを提供できた。
参加者アンケート	<ul style="list-style-type: none"> ・今の状況に疑問を持つ。そしてよりよくしていくために声を出す。女性が今に満足(あきらめ)してしまったら成長はなくなる。どんどん声をあげていきたい。 ・仕事と家庭を両立していく中で、常に「モヤモヤ」があったが、その根底には「女はこうあるべき」にしばられている自分がいることに気づくことができた。ジェンダーバイアスに気づき疑問を持つことから始めていきたい。 ・女性の課題を共有しあって、仲間と共に発信、改善、解決していきたいです。

第3次盛岡市男女共同参画推進計画 基本目標1(施策1、3)・2-1(施策3)・3-1(施策2)	
事業名	防災連続講座 ボウサイ×ジェンダー 備えておきたい「コト」と「モノ」
実 施 日	9月28日(土)、10月5日(土)、19日(土)
対 象	テーマに関心のある方
回 数	3回
定 員	50人(公開30人・連続20人)
参加者延べ人数	41人(公開9人・連続32人)
目 的	<p>災害は全ての人の生活を脅かすが、性別や年齢、障害の有無などの違いにより受ける影響が異なることが知られている。また、過去の災害時において、様々な意思決定過程に女性の参画が十分確保されず、女性と男性のニーズの違いに配慮されないといった課題が生じた。この背景の1つには、平常時からの固定的な性別役割分担意識が影響している。こうした意識の解消を促進するためには、男女共同参画の視点を取り入れた防災・復興体制を確立することが不可欠となっている。</p> <p>本講座では、防災における男女共同参画意識の形成を促し、固定的な性別役割分担意識に捉われず、災害時においても誰もが自分らしく過ごすことのできる環境づくりのために主体的に行動できる人材育成を目指す。</p>
内 容	<p>■第1回:【連続講座①／公開講座】</p> <p>講義①「発災から3日間を乗り切るために必要なこと」 講師:盛岡市総務部危機管理防災課職員</p> <p>講義②「ジェンダー視点の防災」 講師:もりおか女性センター 副センター長</p> <p>■第2回:【連続講座②】</p> <p>防災における備蓄 令和5年度防災連続講座受講生作成 情報発信ツールの紹介 グループワーク「防災マイボトルを作ろう！」 事例発表「わたしと地域防災」 発表者:村里タミ子さん</p> <p>■第3回:【連続講座③】</p> <p>防災出前講座体験 実践演習「防災食を作ってみよう！」 グループワーク「きょうとみんなの防災カード」</p>
成 果	<ul style="list-style-type: none"> 1回目の講義で防災とジェンダーについての基礎知識を学んだうえで、2回目と3回目では、参加型の実践的なワークや事例発表から考察を深め、主体的な意識形成の機会を提供了。また、マイボトル作成と調理を通して、知らない人と共同作業を体験してもらうことで地域をまたいだつながりを作るきっかけになった。 「市内にさまざまな防災活動をしている方がいることがわかり、自分でも何かできることがあるのではないかと思い、いろいろな視点から防災を考えるきっかけにもなった」という声があったこと、今後の自主グループ活動について参加したいと思う人が半数いたことからも、地域の垣根を越えたネットワーク作りの機会となったこと、災害時においても自分らしく過ごすことのできる環境づくりのために主体的に行動できる人材育成の一助となったのではないか。
参加者アンケート	<ul style="list-style-type: none"> ジェンダーについて、知っていたつもりだったが、社会の一環の視点で考えるとまだまだ気づいていない点、初めて知った問題があり、多角的な見識が必要と考えさせられた。 市内に様々な防災活動をしておられる方々が存在することがわかり、自分でも何かできることがあるのではないかと思い、いろいろな視点から防災を考えるきっかけにもなりました。

第3次盛岡市男女共同参画推進計画 基本目標1(施策1、3)・2-1(施策3)・3-1(施策2)	
事業名	キレイが続く！親子のお片付けメソッド&ほっこりティータイム
実施日	3月1日(土)
対象	シングルマザー(またはそれに準ずる状況にある方)とその子ども(小学生)
回数	1回
定員	20組
参加者延べ人数	6組 13人
目的	<p>片付け講座では、持続可能な片付けスキルを習得し、親子で実践するきっかけづくりにし、シングルマザーとその子どもが、家庭内で家事負担を分担し、親子協力による生活の質向上を目指す。中国茶体験では、親子がリラックスし、参加者同士の交流を促進する。</p> <p>ジェンダーミニ講座では、母親のケア役割や「やらねばならない」といった負い目の背景にあるジェンダーについて考える機会を提供し、家庭内の役割意識を子どもと共に見直すきっかけとする。</p>
内容	<ul style="list-style-type: none"> ■親子のためのお片付け講座 講師:金田玲子さん(style-R代表) ■親子で中国茶体験 講師:前田千香子さん(焙茶工房しゃおしゃん 店主) ■ジェンダーミニ講座 講師:もりおか女性センター センター長
成果	<ul style="list-style-type: none"> ・使っているもの、使わないものなど、ものを整理するときの判断力を養うことが、人生における様々な選択のときに自分で判断ができる力となることに気づく機会となった。 ・片付けを単なる家事スキルとしてではなく、出来ることの発見が子どもの自尊心を育む活動として捉え、意欲的に取り組むきっかけとなった。 ・普段、ひとり親がワンオペになりがちで子どもにかまう時間がとれない中で、片付けや、中国茶体験といった親子で共通体験をすることで自然と会話が生まれ、子どもと向き合うことで母親の自己肯定感につながり、親子が関係を見つめなおす日々の生活から立ち止まる瞬間となった。
参加者アンケート	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもも片付けに対して前向きな気持ちになっていました。“ジェンダー”という言葉は分からなくても、お話ししてくださった内容に関しては理解できているようだった。こういう話を親からするのは難しいのでいい機会になったと思います。 ・思いがけずいろいろな味のお茶を楽しむことができました。ゆっくり香りを楽しみながらお茶を飲むことがなかったので新鮮でした。

第3次盛岡市男女共同参画推進計画 基本目標1(施策1)・2-1(施策3)・3-1(施策2)	
事業名	防災出前講座 「女性・高齢者・障がい者など、多様な視点から防災を 学んでみよう」
実 施 日	6月～11月
対 象	町内会や自主防災組織・防災に関心のある市民グループ
回 数	各1回
定 員	一
参加者延べ人数	<p>11 地区 237 人 (内訳)</p> <p>6/4 新庄町内会 (22 人)</p> <p>6/8 上田堤町内会 (19 人)</p> <p>7/8 山岸5丁目町内会 (16 人)</p> <p>8/6 仁王地区民生児童委員協議会 (21 人)</p> <p>8/27 洞清水町内会ふれあいきいきサロン (13 人)</p> <p>9/14 高松4丁目町内会 (18 人)</p> <p>9/20 黒石野平地区町内会 (45 人)</p> <p>9/26 本宮地区福祉推進会 (30 人)</p> <p>10/12 みたけ6丁目町内会 (12 人)</p> <p>10/2 松園公民館 (22 人)</p> <p>11/9 加賀野2丁目町内会 (19 人)</p>
目 的	東日本大震災をはじめとした過去の大規模災害の教訓を学び、いつ発生するかわからない災害に備え、ジェンダーの視点による地域防災をテーマとした基礎知識を学ぶ機会とする。また、自身の地域の災害リスクを知り、多様な人々が安心・安全な暮らしについて共に考え、防災・減災の地域力を高めることを目的とする。
内 容	■多様な視点で見る災害時の困難、日頃から家庭でできる防災対策の話・ワークなど 講師: もりおか女性センター 職員
成 果	<ul style="list-style-type: none"> ・町内会だけでなく、東日本大震災を経験していない中学生にも防災と人権を伝えることが出来た。 ・防災学習ツール(クロスロードゲームやきょうとみんなの防災カード)を活用し、住民同士の話し合いの場を積極的に設けた。お互いの意見を共有することで、学習の達成感が得られ、充実した内容を展開することができた。 ・口コミが広がり、問い合わせが増え、申込につながった。
参加者アンケート	<ul style="list-style-type: none"> ・女性や障がい者などの被災者のストレスの原因や、安心安全な施設の環境などの様子が、よく分かりました。女性の方が多様な物資の要望があつたり相談しにくいことを抱え込んでしまったりと、被災女性の方々の心の状況がどのようにになっているのか、分かりました。男性の方々も、相談できず、ストレスをためこんでしまったりということがあることを学びました。今回は、多様な視点から防災を学ばせていただき、ありがとうございました。 ・備蓄品については、だんだんにルーズになつてもいるので、これを機会に見直しをしたい。簡易トイレは実物・使用例を見て納得しました。 ・防災を違った視点から見たり考えたりできて楽しかったです。いざというときに必要なものを再度考えてみたいと思います。グループに分けての話し合い新鮮でした。 ・避難所での男女共同参画の重要性を確認できた。特にトイレの数について参考になつた。

第3次盛岡市男女共同参画推進計画 基本目標1(施策2)・3-2(施策1)	
事業名	インスタグラムで集客 ビジネス活用講座
実施日	7月27日(土)
対象	Instagramに投稿経験のある、起業を目指している女性・起業している女性
回数	1回
定員	30人
参加者延べ人数	36人
目的	<p>働き方の多様化が進む現在、社会的・経済的自立の手段として自ら「起業」を目指す女性が増えている。その多くが集客につなげるためのツールとして Instagram を使用しており、20~40代の女性を対象とした「SNSがライフスタイルに与える影響(株式会社uluコンサルタンツ/2024年2月実施)」によれば、約7割がライフスタイルや購買行動に影響を受けている」と回答している。そこで、Instagramをビジネスのツールとすることは不可欠である。</p> <p>本講座では Instagram を用い、効果的な情報発信の方法を学ぶ機会とし、女性の起業を後押しすることを目的とする。加え、受講生同士のネットワークづくりの機会とする。</p>
内容	<p>■Instagramで集客するために、事業内容を整理し、効果的な発信方法や素材作りのノウハウを学ぶ。</p> <p>＜プログラム＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自分のビジネスや活動の棚卸 ・Instagramの効果的な情報発信の方法 ・素材作成サイト「Canva」のご紹介 ・質疑応答 ・グループワーク <p>講師: 大森真菜美(BOKUSUL代表)</p>
成果	<ul style="list-style-type: none"> ・定員を超える申し込み(申込率115%)があり、参加率も高かった。(78%) ・受講生の「困っていることや知りたいこと」の解決に繋がった。(アンケートより 85%が「解決できた」と回答) ・同じ境遇の方と仲間になれた、悩みの共有・モチベーションの高まりになったとの声があり、受講生同士のネットワークづくりの機会を提供したことで一步踏み出す一助となった。
参加者アンケート	<ul style="list-style-type: none"> ・先生の言葉1つ1つが心に刺さりました。資金面で不安要素がありますが、皆さんからアドバイスやヒントを頂いて、形になりそうな気がしました。また、このような機会があればいいなと思います。 ・実際に起業をいちから始めた経験のある方のお話を聞いて、自分にも不可能ではない、少しずつ続けていけば仕事にできるかも、と希望が見えてきました。

第3次盛岡市男女共同参画推進計画 基本目標3-2(施策1)

事業名	就労支援講座 自分らしい働き方を描く
実施日	11月6日(水)、13日(水)、20日(水)
対象	再就職を目指している女性
回数	3回
定員	10人
参加者延べ人数	26人
目的	キャリアデザインを通して自己肯定感を上げ、自分が望む姿を見つめる。
内容	<p>■第1回 講義・ワーク(個人・グループ) 「自分らしさ発見！これからを思い描こう」 講師:橋本千香さん 中塚和華子さん(岩手キャリア形成リスキリング支援センター)</p> <p>■第2回 講義・ワーク(個人・グループ) 「先輩の経験を聞いてみよう&就活もやもや座談会」 講師:小山由香理さん(Ponobooks&time オーナー)</p> <p>■第3回 講義・個人ワーク 講師:大森真菜美さん(BOKUSUL 代表)</p>
成果	<ul style="list-style-type: none"> 平日3日間の開催とした結果、テーマに即した受講者の参加が促進され参加率を維持したまま全日程を通して講座を修了できた。 参加者が自身のキャリアをグラフにし、振り返ることで人生の整理ができ、頑張ってきたことが可視化され、自信を持てたことが窺えた。 自分が本当に望んでいるもの求めているものを気づかされるきっかけをいただいたという声から、受講生が多様な働き方を知ることにより、就職の視野を広げ、自己実現の可能性の気づきを得ることが出来た。
参加者アンケート	<ul style="list-style-type: none"> これからのこと、これまでのことを振り返ったことで考える機会になった。 人の話をじっくり聞くことが大切だと改めて感じました。“聞く力”を身につけたいと思う。 学生の時からまともにPC操作をしたことがなかったので、自信につながった。

第3次盛岡市男女共同参画推進計画 基本目標1(施策2)・3-2(施策1)	
事業名	女性起業芽である塾
実 施 日	12月1日(日)、8日(日)、21日(土)、1月11日(土)、2月8日(土)
対 象	連続講座:起業を目指している女性、起業して間もない女性 公開講座Ⅰ・Ⅱ:テーマに関心のある方 公開講座Ⅱチャレンジショップ:どなたでも
回 数	5回
定 員	80人(連続20人、公開Ⅰ・Ⅱ各30人)
参加者延べ人数	286人(連続57人、公開Ⅰ37人Ⅱ20人、来場者172人)
目 的	<p>働き方の多様化が進む現在、社会的・経済的自立の手段として自ら「起業」を目指す女性が増えているが、従業員を雇用せずに一人で起業という比較的小規模なケースが多い。</p> <p>本講座は、家事や育児、介護との両立など女性特有の問題に寄り添いながら、起業に関する基礎知識やノウハウを習得する場を提供し、女性の起業を後押しする。</p> <p>また、ロールモデルとなる先輩女性起業家の経験談を通して、起業への思いを具現化し、事業発展の可能性について学ぶ機会とする。</p> <p>最終回は、受講生のチャレンジショップの場を提供。販売体験を通してより具体的な起業へのイメージを膨らませ、出店者とのネットワークづくりの機会を得ることを目的に実施する。</p>
内 容	<p>■【公開講座Ⅰ】</p> <p>前半: 講義「起業するってどういうこと?」 講師:田中紳也さん(盛岡信用金庫 営業推進部 地域応援課長)</p> <p>後半: 先輩女性起業家トーク 講師:門間麻実さん(なごはち)、上村彩さん(Legato Basque Cheesecake)</p> <p>■【連続講座】</p> <p>第1回 前半:ワーク(本音のWHY作成) 後半:グループワーク</p> <p>第2回 前半:講義・ワーク(事業ユニット作成) 後半:グループワーク</p> <p>第3回 前半:講義・ワーク 後半:事業ユニット発表・講師より講評 講師:田中紳也さん(盛岡信用金庫 営業推進部 地域応援課長)</p> <p>■【公開講座Ⅱ】</p> <p>第4回 先輩女性起業家による講演会【公開講座Ⅱ】 講師:佐藤忍さん(Atelier blanche KICHEN) ファシリテーター:田中紳也さん(盛岡信用金庫 営業推進部 地域応援課長) 受講生によるチャレンジショップ(先輩女性起業家出店者)</p>
成 果	<ul style="list-style-type: none"> ・今年度より「特定創業支援等事業」として開催。特典である補助金申請枠増額の申込希望者がいたことから学びの提供以外にも起業の後押しができた。 ・女性センターの活動を知る機会を提供でき、実際に起業応援ルーム芽であるネットを活用された方もいた。また、昨年度修了生を先輩女性起業家講演会講師として依頼したことで近い未来を思い描く機会を提供できた。 ・連続講座修了生7人の自主グループができ、継続した横の繋がりや各々のチャレンジの後押しができた。
参加者アンケート	<ul style="list-style-type: none"> ・起業するまでの大変さ、経験を重ねて現在に至る内容を分かりやすく伝えて頂き、今後の勉強になりました。事業展開、ネットワーク、お客様とのつながりを深く考えていきたいと思います。 ・事業ユニットの作成から具体化する今回は更に整理確認できました。また受講の皆さんとの内容とヒントを共有でき、有意義でした。

第3次盛岡市男女共同参画推進計画 基本目標1(施策1)・2-1(施策4)・2-2(施策1)	
事業名	ユースリーダー養成講座 2024
実 施 日	5月18日(土)、6月1日(土)、2日(日)
対 象	高校生、短大生、大学生、専門学生
回 数	3日間
定 員	20人
参加者延べ人数	41人
目 的	中高生に人権講座を行う若者(同世代)の人材育成を目的として、3日間の研修(トレーニング)の中で、自分も他人も大切にする人間関係作りや自尊感情を持って生きる大切さを学ぶ。そして講座終了後は人権出前講座を展開していくことを目指す。
内 容	<p>■第1日</p> <ol style="list-style-type: none"> 男女共同参画について、ジェンダー 講師:もりおか女性センター センター長 いろいろな性・生き方 講師:佐藤奈津子さん 思春期の生と性 講師:多田まゆみさん(ハッピーバース研究会 会長) <p>■第2日</p> <ol style="list-style-type: none"> ワーク① 暴力の背景、ワーク②、DVとデートDVについて 講師:瀧田信之さん(NPO 法人湘南 DV サポートセンター理事長) <p>■第3日</p> <ol style="list-style-type: none"> 小グループでのプレゼンテーション 出前講座のデザイン 講師:瀧田信之さん(NPO 法人湘南 DV サポートセンター理事長)
成 果	<ul style="list-style-type: none"> ・ジェンダーについて、じっくり考える機会になったことや、日常生活にあるアンコンシャスバイアスについての気づきがあった。 ・トランスジェンダーの当事者の話を聞く貴重な機会になったこと。 ・性を知ることは、恥ずかしいことでもなく、自分にも相手のためになることだという生の本質を理解したこと。 ・自分が学んだことを相手に伝えていくには、どうすればいいのかを学ぶ機会になり、他者の意見も尊重しながら、発表内容を組み立てていくという貴重な体験をしたこと
参加者アンケート	<ul style="list-style-type: none"> ・トランスジェンダーの当事者の方に直接会って話をきいたのが初めてだったため、ただ大学等で学ぶだけでは捉えられない学びや気づきがあった。LGBTQ+については、より詳しくさまざま性のあり様について学べ、用語として学ぶのでは身に付かない知識を得ることができた。特に、「自分の周りにそういう人はいない、のではなく、見えていないだけいるかも」という考え方には常に意識しようと思った。 ・暴力の種類やサイクル、DVを見て育った子供への影響などを学び、暴力が起こっているまさにその時、その現場に注目するのではなく、その背後にある問題にも目を向けて考えることが重要だと理解した。 ・性やDVの正しい知識が、自分や周囲の大切な人を護る力になるということを強く意識できた。自分には何ができるか、実際に直面したらどうすべきか、情報を今後も積極的に集め、誰かに伝えられる人になりたいと思った。この講座に参加できて本当に良かった。

第3次盛岡市男女共同参画推進計画 基本目標1(施策1)

事業名	おしゃべりルーム
実 施 日	①12月7日(土) ②2月1日(土)
対 象	女性
回 数	各2回
定 員	各5人
参加者延べ人数	8人
目 的	パートナーや親子、職場や友人など、さまざまな人間関係に悩みを抱えている女性が、誰からも批判されない安心安全な場で気持ちを主体的に語りながら参加者の話を聞くという体験を通して、「自分はひとりではない」という体験や「自分自身の相対化、客観化、新しい洞察、気づき」を得て、参加者自身がエンパワーメントされることを目的に開催する。
内 容	グループ相談形式 ■第1回 テーマ: さまざまな人間関係 ■第2回 テーマ: ジェンダー、家族関係 ファシリテーター: もりおか女性センター 職員
成 果	第1回 ・家族との関係の中での傷つき体験を共有することができた。 ・相談員の促しによって、参加者それぞれが「気づいた時がはじまりである」ことを自分ごととして捉えることができた。 ・全員が安心安全な場で語り、共感を示すことができ、ピアサポートが達成された。 第2回 ・それぞれの困り感は違っていたが、女性としての共感やジェンダーへの気づきに意識を向けることができた。 ・今の自分に向かい、これから自分の自分に目を向けて、自分らしさを意識することができた。
参加者アンケート	・“自分だけじゃないんだ”という気持ちにさせてくれる時間を過ごすことができました。 ・一人一人想いや悩みは違うけど、それぞれ力強く生きているということに“力”や“勇気”をもらいました。 ・みなさんのご経験やお悩みなどを聞くことができ、その中で自分に必要なことを学ぶことが出来ました。 ・朝からこちらに来るのが、とてもドキドキしていたが、来たら皆様のお話を聞けて、いろいろな人生があることを知りとても良い時間すごすことができて、ありがとうございました。

第3次盛岡市男女共同参画推進計画 基本目標1(施策1)

事業名	ウィメンズサロン・ゆるり
実施日	5月～2月 原則第4水曜日
対象	女性
回数	各月1回
定員	一
参加者延べ人数	15人
目的	<p>令和6年4月1日より「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律(女性支援新法)」が施行された。</p> <p>これまで女性は女性であることにより、性暴力や予期せぬ妊娠等、女性ならではの問題に直面することがあった。更に不安定な雇用状況による経済的困窮や孤立に追い込まれることも多く、女性の抱える問題が一層複雑化、困難化してきたという現状がある。</p> <p>このことを意識し、女性の人権の尊重とジェンダー平等の視点から女性に寄り添う姿勢を持ち、対象者(女性)が安心安全な場を体験するとともに地域や社会資源と繋がる機会を提供することを目的とする。</p>
内容	フリースペースとする(フリートーク、本を読む、ひとりでくつろぐ場の提供、ティータイムなど)。必要に応じて女性相談員が相談を受ける。
成果	<ul style="list-style-type: none"> ・安全な場であること、否定されないことへの安心感が「対話」のできる場の形成につながった。
参加者アンケート	<ul style="list-style-type: none"> ・初めて来るので緊張していましたが、リラックスした雰囲気でお話が出来てとても楽しかったです！！ありがとうございました。今後も利用していきたいです！！ ・様々なお話をしたり、聞いたりできて、またクラフトも楽しくできてよかったです。ぜひまた来たいと思います。 ・今日はお目にかかるて本当によかったです。

第3次盛岡市男女共同参画推進計画 基本目標1(施策1)・2-1(施策4)・2-2(施策1)	
事業名	生徒・学生のための人権講座 「大切なわたし 大切なあなた」
実施日	4月～3月
対象	中学生・高校生・大学生等
回数	各1回
定員	一
参加者延べ人数	11校 1,082人 (内訳) 4/8 岩手県立盛岡視覚支援学校 中高専科 (31人) 5/13 岩手県立大学 社会福祉学部 (29人) 7/1 岩手県立不来方高等学校 1年生 (261人) 7/4 岩手県立盛岡みたけ支援学校 高等部 (23人) 7/8 岩手県立雫石高等学校 3年生 (23人) 7/7, 8, 10 岩手県立大学杜陵高等学校通信制 (182人) 8/20 盛岡中央高等学校附属中学校 3年生 (37人) 12/20 岩手県工業高等学校定時制 (34人) 1/8 児童養護施設 和光学園 (20人) 1/27 岩手県立盛岡第二高等学校3年生 (182人) 3/18 岩手県立盛岡第四高等学校1年生 (260人)
目的	DVD視聴や、教職員によるロールプレイを交えて、デートDVや家族等の暴力から自分を守り、他者とのよりよいコミュニケーションについて学ぶ内容で構成。ワークブックと相談カードを配布。
内容	事前アンケートの結果を踏まえた職員の講義と、生徒によるロールプレイ
成果	・お互いに尊重し合い、お互いを大切にするということを伝えることができた。 ・コロナ禍をすごしてきた生徒たちにとって改めて他者との境界線を意識してもらう講座であったと感じる。 ・自分のことを認め、相手の立場や状況をイメージしながら、どう感じたか考えてもらえた。 ・学生が自分のこととして捉え、真剣に聞いていた。
参加者アンケート	・デートDVやLGBTQ差別は身近な所ではありませんが、見えていないだけで身近なところで起こっていたり、自分も他人事じゃないなと思いました。 ・世間でよく言われている束縛とかメンヘラなどの言葉も今日の講話での精神的暴力などに該当するのかなと思いました。身近に感じる内容で分かりやすく新しい学びもあったのでよかったです。 ・どんな時でも相手や自分を大切にする発言や行動をしていくことが必要だと改めて感じ心に残りました。また、相手との境界線も忘れずに暮らすことは、これからの人間関係にも直接つながると感じました。

2 情報事業

(1) 図書

新規図書購入(年2回)の時期以外に、話題の本や講座関連の本を購入したほか、蔵書貸し出しのランキングや話題性の高いテーマに合わせたコーナーを設置し、蔵書の掘り起こしと図書コーナー利用促進に取り組んだ。

蔵書点数	貸出点数	貸出人数	新規登録者数
8,483	2,276	1,384	63

(2) ニュースレター

令和6年6月発行の 108 号より、紙面を大幅にリニューアルしてより読みやすく伝える工夫をしてお届けした。昨今の社会情勢やジェンダー問題、もりおか女性センターで開催される事業や図書等の紹介を隔月発行。

発行回数	： 年4回(隔月:6・9・12・3月)
発行日	： 発行月の 10 日 ※休館日の場合は前日
発行部数	： 約 1,000 部
サイズ	： A3 二つ折り
配布先	： 公共施設及び関係機関 等
その他	： もりおか女性センターホームページ上に PDF 化したものを掲載

(3) ホームページ

SNS を活用し、施設利用やイベント参加者増加に向けて取り組んだ。

更新回数	(うち、ホームページ)	(うち、X(旧 Twitter))	(うち、Instagram)	(うち、芽であるネット)
616 回	95 件	204 件	176 件	141 件

※ラジオmjcは令和 5 年 3 月 31 日終了

①ホームページ

もりおか女性センターで開催される事業案内や終了報告等の情報を随時アップ。

施設の空室情報を平日 10 時に更新。

②SNS (X(旧 Twitter)、女性センターInstagram、芽であるネット Instagram)

施設や講座等の情報を発信。

(4) 報道履歴

取材記事 (新聞・情報紙等)	取材記事 (テレビ・ラジオ)	事業告知記事掲載 (新聞・情報紙等)	事業告知記事掲載 (テレビ・ラジオ)
4件	2件	12件	1件

※広報もりおか「イベント情報」欄の掲載件数は含めず

盛岡

矢野さん(ペラル)講演
共同参画イベント

「自分らしさとは」考える



盛岡 男女共同参画週間(23~29日)にちなんだ、もりおか「自分らしさ」と指摘した。

か展2024は16日、盛岡市中ノ橋通りのプラザおでつて開かれた。ペラルボニーの矢野智美さん(31)の講演や対談を通して、女性の自己立や自分らしさとは何かについて考えた。約100人が聴講。元テレビ岩手アナウンサーの矢野さんは、就職や転職の経緯を振り返り、「違うことをすることで、自分の価値が高まり、人の役に立つこともある」と語った。

「自分らしさとは何か」自身の歩みを振り返り、自分らしさなどについて語る矢野智美さん

04・3303-0436

もりおか女性センターと盛岡市が主催。同センターは22、29日に同市菜園のサインカフェで女性対象のジェンダー論ミニ講座を行う。問い合わせ、申し込みは同センター(019-6

渡部あさみ准教授(40)との対談も行われた。滝沢市篠木の会社員■は、「自分らしさを見つけるためのヒントが見つけることができたと思う」と話した。

■岩手日報 2024年6月18日付
岩手日報社の許諾を得て転載しています。



子は調理体験、母はヨガ講座

それぞれの時間 一息ついて

ひとり親家庭の親子に、
それぞれ貴重な時間を。

もりおか女性センター（高
橋和佳子センター長）は、
盛岡市で食事作りワークシ
ョップとヨガ講座を開い

盛
岡

た。子どもたちの自立を促
し家事の楽しさを教えると
ともに、ひとり時間をとり
にくいシングルマザーに癒
やしの時間を提供した。
イベントは包装材製造の
日本テトラパック（東京）
との共催。同市中ノ橋通の

ひとり親家庭向け催し

プラザおでつで7日に開
かれ、親子8組が参加した。
小学1～3年生の8人が、
MCJ菜園調理師専門学校
の男子学生3人らの手を借
りながら、クリームシチュー
やピザなど4品の調理に
挑戦。「どうやるの」「そ
れやりたい」と積極的に手
を動かした。

託児もあり、母親たちは
2時間ほど子どもたちと離
れて日々の生活を振り返る
ワークやいすに座つてでき
るヨガを体験。自分の心や
体とじっくり向き合った。
料理の完成後は、食事を

楽しみながら歓談。同市の
小学2年生の女の子は、「お
兄さんが野菜の切り方を優
しく教えてくれた。家でも
クッキーを作つてみたい」と笑顔。

自営業の20代女性
は「久しぶりにリフレッシ
ュできた。ひとり親は子ど
もの預け先がなく、なかなか
自分の時間はとれない。
こういう機会が増えてくれ
たらうれしい」と感謝した。

高橋センター長は「子ども
もは大切な宝。その宝を大
事に育てていくためには、
親御さんに元気で過ごして
もらうことが必要だ。少し
でも子どもと離れ、自分を
大切にする時間を過ごして
ほしい」と願う。

■岩手日報 2024年9月12日付
岩手日報社の許諾を得て転載しています。

盛岡市と
女性センター 展示、チラシで啓発

盛岡市どりおか女性センターは、女性に対する暴力をなくす運動（12月25日）の啓発活動を開催している。展示のチラシ配布で、ダメティックハイオレンス（DV）や性暴力の根絶を訴える。同市中ノ橋通のセンターでは、運動のシンボルカラーワークの「パープル」のリボンを飾ったツリーや関連図書などを展示。県内のDV被害女性たちが「傷つけてない人なんていね」「私の人生は私のものなど切実な思いをつづったTシャツも並ぶ。トアップしている。

DVや性暴力根絶を



DV被害に苦しむ女性たちが作成したTシャツ展示。「傷つけてもいい人なんていね」などのメッセージがつづられている

■岩手日報 2024年11月20日付
岩手日報社の許諾を得て転載しています。

性別役割意識 とらわれず

アンテナ



6月で開所25年を迎える盛岡市のもりおか女性センター。主催事業のジェンダー講座で学んだ市民が団体をつくるなど「もやもやを言葉にできる場が増えた」と、高橋和佳子センター長＝写真＝は四半世紀の歩みを振り返る。「男性や女性としての役割は、社会通念に担わされているだけと気付いてほしい」。自分らしさや幸せの実現のためにー。

■岩手日報 2025年3月8日付
岩手日報社の許諾を得て転載しています。

3 相談事業

(1) 相談件数推移

	令和6年度 (2024)	令和5年度 (2023)	令和4年度 (2022)	令和3年度 (2021)	令和2年度 (2020)
面接	757	790	758	772	584
電話	637	713	649	1,066	1,089
メール	46	38	36	46	59
DV	702	889	797	1,015	892
再掲 デートDV	38	22	12	13	15
ストーカー	6	0	4	3	3
合計	1,440	1,541	1,443	1,884	1,732

※令和6年度 相談開設日数は 248 日

(2) 相談内訳

◆年代別

	10代	20代	30代	40代	50代	60代	70代	80代	不明
面接	16	52	189	173	181	57	58	2	29
電話	9	33	148	169	115	50	46	6	61
メール	0	3	7	7	4	0	0	0	25

◆主題別

	生き方	こころ	からだ	仕事	夫婦	家族	対人	暴力	暮らし	その他	D	V	再掲
											デートDV	ストーカー	
面接	36	79	1	24	429	123	42	6	7	10	414	11	1
電話	63	76	2	11	284	114	61	10	13	3	265	25	4
メール	3	5	0	0	24	10	2	1	0	1	23	2	1

※「暴力」は性暴力、セクハラ、デートDV、ストーカー等

◆その他

配偶者暴力相談支援センターにおける対応件数	120 件
DV 証明発行件数	
緊急宿泊件数	0 件
弁護士による法律相談件数	22 件

4 管理事業

(1) 施設利用状況 (開館日数 347 日)

施設	人数
生活アトリエ	3,046 人
交流コーナー	14,814 人
子どもの部屋	1,038 人
相談	1,440 人
図書コーナー	1,384 人
館外 主催事業	3,828 人
起業応援ルーム	910 人
合計	26,460 人

◆年度別推移

令和6年度 (2024)	令和5年度 (2023)	令和4年度 (2022)	令和3年度 (2021)	令和2年度 (2020)
26,460 人	27,150 人	24,452 人	19,331 人	18,711 人

(2) 観察・講師・インターンシップ受入等

来館日	来館者	内容
8/26	韓国水原(スウォン) 女性ホットライン (5名)	【交流】 ・当センターの活動紹介、施設説明 等
8/27,29	福島大学 3年生	【インターンシップ】 ・当センターの活動紹介、施設説明 等
9/3	岩手県立大学 3年生(2名)	【実習】 ・ソーシャルワーク実習
10/20	青森県 男女共同参画研究所(4人)	【観察】 ・当センターの事業の紹介、東日本大震災時の活動、 防災・減災の取り組みについて
11/27	静岡県立大学 国際関係学部 国際関係学科 4年生	【インタビュー】 ・大学生の卒論インタビュー取材。ZOOM 対応
1/11	岩手県立不来方高等学校3年生(3名)	【インタビュー】 ・「総合的な探求の時間」の対応
2/6	岩手医科大学看護学部 成育看護学講座 講師	【ヒアリング】 ・当センターの相談事業について
2/13	ハローワーク盛岡 (3名)	【意見交換会】 地域で働く女性の現状や課題に関するヒアリング

資 料

1 盛岡市男女共同参画推進条例

○盛岡市男女共同参画推進条例

令和元年6月28日条例第8号

盛岡市男女共同参画推進条例

目次

前文

第1章 総則（第1条～第8条）

第2章 男女共同参画の推進に関する基本体制（第9条～第11条）

第3章 男女共同参画の推進に関する基本的施策等（第12条～第22条）

第4章 審議会（第23条～第30条）

第5章 雜則（第31条）

附則

個人の尊重と法の下の平等がうたわれている日本国憲法の下で、誰もが互いの人権を尊重し、一人一人の個性と能力を十分に発揮することができる環境の実現は、社会全体で取り組むべき重要な課題である。

男女共同参画社会基本法は、男女共同参画社会の実現を21世紀の最重要課題に位置付けており、本市においてもこれまで、その実現を目指し、課題解決のためのあらゆる取組を着実に推進してきた。

人口減少と少子高齢化の急速な進展に加え、人々の価値観の多様化が進む中、これらの社会情勢の変化に対応しうる男女共同参画社会を実現するためには、人権を尊重する意識の更なる向上と、性別等によって役割分担を固定的に捉える意識の解消を進め、多様な生き方を選択でき、あらゆる人が活躍できる環境の促進を図らなければならない。

よってここに、多様性に富んだ豊かで活力あふれる持続可能な地域の構築を目指し、性別等にかかわらず、誰もが互いの人権を尊重し、一人一人の個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会を実現することを決意し、この条例を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、男女共同参画の推進について、基本理念を定め、並びに市、市民、事業者及び教育関係者の責務を明らかにするとともに、男女共同参画の推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって男女共同参画社会の実現を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画 誰もが、性別等にかかわりなく個人として尊重され、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保されることにより、政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受し、かつ、共に責任を担うことをいう。
- (2) 市民 市内に居住する者、市内で働く者、市内で学ぶ者その他市内で活動する者をいう。
- (3) 事業者 営利を目的とするとしないとを問わず、市内で事業活動を行う個人又は法人その他の団体をいう。
- (4) 教育関係者 市内において学校教育、社会教育その他の教育に携わる個人又は法人その他の団体をいう。
- (5) 性別等 性別、性的指向（恋愛感情又は性的感情の対象となる性別についての指向をいう。）、性自認（自己の性別についての認識をいう。）等をいう。
- (6) 性別等による人権侵害 ドメスティック・バイオレンス（配偶者、交際相手その他の親密な関係にある者又はあった者からの身体的、精神的、社会的、経済的又は性的な暴力をいう。）、ハラスメント（性別等に係る発言、行動等が、本人の意図に關係なく、相手又は周囲の者に不快感又は不利益を与えることをいう。）その他の性別等による暴力又は差別的取扱いをいう。
- (7) ワーク・ライフ・バランス 誰もがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭、地域生活等においても、多様な生き方を選択することができるこにより、仕事と生活の調和が図られることをいう。

(基本理念)

第3条 男女共同参画の推進は、相互の協力及び社会の支援の下に、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

- (1) 誰もが、性別等による人権侵害を受けることなく、個人として尊重されること。
- (2) 誰もが、性別等による固定的な役割分担についての意識にとらわれることなく、個性及び能力を発揮し、自らの意思により多様な生き方を選択できること。
- (3) 誰もが、性別等にかかわりなく、あらゆる分野における活動方針の立案及び決定に参画する機会が確保されること。
- (4) 誰もが、性別等にかかわりなく、ワーク・ライフ・バランスを実現することができるこ。
- (5) 誰もが、性別等に関する理解を深め、妊娠、出産等の性及び生殖に関する個人の意思を

尊重し合い、生涯にわたって安全かつ健康な生活を送ることができること。

(市の責務)

第4条 市は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

2 市は、男女共同参画の推進に関する施策を実施するに当たり、市民、事業者、教育関係者、国及び他の地方公共団体と連携を図る責務を有する。

(市民の責務)

第5条 市民は、基本理念にのっとり、男女共同参画についての理解を深め、家庭、地域、学校、職場その他の社会のあらゆる分野において男女共同参画の推進に努めるとともに、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては男女共同参画の推進に努めるとともに、その雇用する労働者が能力を発揮できるよう雇用の分野における均等な機会及び待遇の確保に努めなければならない。

2 事業者は、その雇用する労働者がワーク・ライフ・バランスを実現することができるよう職場環境の整備に努めなければならない。

3 事業者は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(教育関係者の責務)

第7条 教育関係者は、基本理念にのっとり、男女共同参画の推進において教育が果たす役割が重要であるとの認識の下に、教育を行うとともに、あらゆる教育の場において男女共同参画についての意識の形成に向けた取組を行うよう努めなければならない。

2 教育関係者は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(禁止事項等)

第8条 何人も、性別等による人権侵害をしてはならない。

2 何人も、情報を発信するに当たっては、性別等による人権侵害に当たる表現又は固定的な役割分担を反映させた表現を用いないよう努めなければならない。

第2章 男女共同参画の推進に関する基本体制

(推進計画)

第9条 市長は、男女共同参画の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会基本法（平成11年法律第78号）第14条第3項に規定する市町村男女共同参画計画（以下「推進計画」という。）を策定し、公表するものとする。

- 2 推進計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - (1) 男女共同参画の推進に関する目標及び施策の方向
 - (2) 前号に掲げる事項に基づき実施すべき男女共同参画の推進に関する施策
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 市長は、推進計画を策定するに当たっては、市民、事業者及び教育関係者の意見を反映することができるよう必要な措置を講ずるとともに、盛岡市男女共同参画審議会の意見を聽かなければならない。
- 4 前項の規定は、推進計画の変更について準用する。
(実施状況の公表)

第10条 市長は、毎年、推進計画に基づく男女共同参画の推進に関する施策の実施状況を公表するものとする。

(推進体制の整備)

第11条 市長は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、男女共同参画の推進について全庁横断的に検討するための組織等必要な体制を整備するものとする。

第3章 男女共同参画の推進に関する基本的施策等

(情報の収集及び提供)

第12条 市は、男女共同参画の推進に関する情報を収集するとともに、男女共同参画の推進に資するため必要な情報を適切に提供するものとする。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第13条 市は、男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、基本理念に配慮するものとする。

(拠点施設)

第14条 市は、男女共同参画の推進のための拠点施設の機能の充実及び活用の促進に努めるものとする。

(啓発活動)

第15条 市は、市民、事業者及び教育関係者に対し、男女共同参画についての関心及び理解を深めるために必要な啓発活動を行うものとする。

- 2 市は、男女共同参画の推進に関する活動が積極的に行われるようにするため、推進月間を設ける。
- 3 推進月間の期間は、市長が別に定める。
(教育及び学習の振興等)

第16条 市は、男女共同参画についての意識の形成を図るため、男女共同参画の推進に関する教

育及び学習の振興、男女共同参画を推進する人材を育成するための教育及び研修の機会の充実その他の必要な措置を講ずるものとする。

(市民等の自発的な活動を促進するための措置)

第17条 市は、市民、事業者及び教育関係者が自発的に行う男女共同参画の推進に関する活動が促進されるように必要な措置を講ずるものとする。

(積極的改善措置)

第18条 市は、施策の実施に当たり、第2条第1号に規定する機会について、性別等による格差が生じているとみられる場合は、この格差を改善するために必要な範囲において、当該機会を積極的に提供するよう努めるものとする。

2 市長その他の執行機関は、その設置する附属機関の委員を任命し、又は委嘱する場合には、男女の数の均衡を図るよう努めるものとする。

(災害対応)

第19条 市は、災害の防止、災害への対応及び災害からの復興においては、男女共同参画の視点を踏まえ、施策の推進に努めるものとする。

(支援措置)

第20条 市は、性別等による人権侵害により困難な状況に置かれている人を支援するため、必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、性別等に対する理解の促進及びその理解の不足に起因する日常生活の支障を取り除くための支援に努めるものとする。

(相談申出への対応)

第21条 市長は、性別等による人権侵害に関し、市民、事業者又は教育関係者から相談があったときは、関係機関と連携し、公平かつ適切に対応するものとする。

(苦情申出への対応)

第22条 市長は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策又は男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策に関し、市民、事業者又は教育関係者から苦情の申出を受けた場合は、公平かつ適切に対応し、適切な措置を講ずるものとする。

2 前項の場合において、市長が必要があると認めたときは、当該苦情の内容について、盛岡市男女共同参画審議会の意見を聞くことができる。

第4章 審議会

(設置)

第23条 推進計画その他の男女共同参画の推進に関する重要事項を調査審議させるため、市長の附属機関として盛岡市男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、男女共同参画の推進に関する重要事項に関連する事項について、市長に意見を述

べることができる。

3 審議会は、必要があると認めたときは、関係者に対し、出席を求めて意見若しくは説明を聴取し、又は資料の提出を求めることができる。

(組織)

第24条 審議会は、委員12人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 知識経験を有する者
- (2) 関係団体に属する者
- (3) 関係行政機関の職員

3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(会長及び副会長)

第25条 審議会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選とする。

2 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第26条 審議会は、市長が招集する。

2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第27条 審議会に部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長及び副部会長1人を置き、部会に属する委員の互選とする。

4 部会長は、部会の事務を掌理し、部会の議長となる。

5 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。

6 前条の規定は、部会の会議について準用する。

(審議会の議決の特例)

第28条 審議会は、その定めるところにより、部会の議決をもって審議会の議決とすることができる。

(庶務)

第29条 審議会の庶務は、市民部において処理する。

(委任)

第30条 第23条から前条までに定めるもののほか、審議会及び部会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

第5章 雜則

第31条 この条例に定めるもののほか、この条例の実施に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行の際、現に定められている第2次盛岡市男女共同参画推進計画は、第9条第1項の規定に基づき策定された推進計画とみなす。

2 盛岡市女性センター条例

平成12年3月30日条例第25号

改正

平成17年3月30日条例第17号

平成27年12月24日条例第55号

盛岡市女性センター条例

(趣旨)

第1条 この条例は、女性センターの設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 男女共同参画社会の形成に資するため、各種の講座、研修、情報及び交流の場の提供、相談事業等を行う施設として、女性センターを次表のとおり設置する。

名称	位置
もりおか女性センター	盛岡市中ノ橋通一丁目1番10号

(開館時間)

第3条 女性センターの開館時間は、午前9時から午後9時30分まで（日曜日及び土曜日並びに国民の祝日にに関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日にあっては、午前9時から午後5時まで）とする。ただし、市長（地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第3項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）が管理する女性センターにあっては、指定管理者。以下第6条まで及び第9条において同じ。）が特に必要があると認めたときは、これを変更することができる。

(休館日)

第4条 女性センターの休館日は、次のとおりとする。ただし、市長が特に必要があると認めたときは、臨時に開館し、又はこれら以外の日に臨時に休館することができる。

(1) 毎月第2火曜日

(2) 12月29日から翌年の1月3日までの日

(使用の許可等)

第5条 女性センターの生活アトリエ又は子どもの部屋（以下「生活アトリエ等」という。）を使用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。

2 市長は、生活アトリエ等の使用が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、前項の許可をしないものとする。

(1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。

(2) 施設又は設備を汚損し、損傷し、又は亡失するおそれがあるとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、生活アトリエ等の管理上適当でないとき。

3 市長は、女性センターの管理上必要があると認めたときは、第1項の許可に条件を付することができる。

(許可の取消し等)

第6条 市長は、女性センターの管理上必要があると認めたとき又は前条第1項の許可を受けた者（以下「使用者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、同項の許可を取り消し、同条第3項の条件を変更し、又は行為の中止若しくは女性センターからの退去を命ずることができる。

(1) この条例又はこの条例に基づく処分に違反したとき。

(2) 偽りその他の不正の手段により前条第1項の許可を受けたとき。

(3) 前条第1項の許可を受けた後において同条第2項各号のいずれかに該当するに至ったとき。

(4) 前条第3項の条件に違反したとき。

(禁止行為)

第7条 女性センターを使用する者は、女性センターにおいて次に掲げる行為をしてはならない。

(1) 物品の販売その他の商行為をすること。

(2) 許可を受けないで印刷物、ポスター等を掲示し、又は配布すること。

(3) 特定の政治運動又は宗教活動をすること。

(使用料)

第8条 女性センターの使用料は、無料とする。

(損害賠償)

第9条 使用者は、自己の責めに帰すべき理由により施設又は設備を汚損し、損傷し、又は亡失したときは、市長の指示するところにより原状に回復し、又は損害を賠償しなければならない。

(指定管理者による管理)

第10条 女性センターの管理は、指定管理者に行わせるものとする。ただし、次条第1項の申請がなかったとき又は同条第2項に規定する審査の結果、指定できるものがなかったときは、この限りでない。

(指定管理者の指定の手続)

第11条 女性センターの管理について、法第244条の2第3項の規定による指定を受けようとするものは、市長が定める期限までに市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の申請があったときは、次に掲げる事項等を審査し、その結果を同項の申請をしたものに通知するものとする。

(1) 市民の平等な使用が確保されること。

(2) サービスの向上が図られること。

(3) 管理に係る経費の縮減が図られること。

(4) 事業計画書に基づき、継続して適正に管理することができる人的能力及び物的力を有すること。

(指定等の告示)

第12条 市長は、前条第2項の規定により指定管理者の指定の通知をしたとき又は法第244条の2第11項の規定に基づき、その指定を取り消し、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、その旨を告示しなければならない。

(変更の届出)

第13条 指定管理者は、その名称、住所その他市長が定める事項に変更があったときは、速やかに、その旨を市長に届け出なければならない。

2 市長は、前項の規定により指定管理者の名称又は住所の変更の届出があったときは、その旨を告示しなければならない。

(指定管理者による管理の基準)

第14条 指定管理者の行う女性センターの管理の基準は、次のとおりとする。

(1) 法、この条例及びこの条例に基づく規則等の規定に基づき、適正に管理すること。

(2) 取得した個人情報を適正に管理すること。

(指定管理者の業務)

第15条 女性センターの管理に係る指定管理者の業務は、次のとおりとする。

(1) 第3条ただし書の規定に基づき、開館時間を変更すること。

(2) 第4条ただし書の規定に基づき、臨時に開館し、又は休館すること。

(3) 第5条第1項の許可を行うこと。

(4) 第5条第2項の規定に基づき、同条第1項の許可をしないこと。

(5) 第5条第3項の規定に基づき、同条第1項の許可に条件を付すること。

(6) 第6条の規定に基づき、第5条第1項の許可を取り消し、同条第3項の条件を変更し、又は行為の中止若しくは女性センターからの退去を命ずること。

(7) 指定管理者の指定に係る協定に定められた事業を行うこと。

(8) 施設及び設備の維持管理に関する事。

(9) 前各号に掲げるもののほか、女性センターの管理に関する事。

2 指定管理者は、前項第1号又は第2号の行為を行おうとするときは、あらかじめ、市長に届け出なければならない。

3 指定管理者は、第1項第4号から第6号までのいずれかの行為を行おうとするときは、あらかじめ、市長の承認を受けなければならない。承認を受けた事項を変更するときも、同様とする。

(事業報告書の提出)

第16条 指定管理者は、毎年度終了後、市長が定める日までに、当該年度について次の事項を記載した事業報告書を作成し、市長に提出しなければならない。ただし、年度の途中において法

第244条の2第11項の規定に基づき指定を取り消されたときは、当該指定を取り消された日後、市長が定める日までに、当該指定を取り消された日の属する年度の初日から当該指定を取り消された日までの期間について次の事項を記載した事業報告書を作成し、市長に提出しなければならない。

- (1) 業務の実施状況
- (2) 使用者の数
- (3) 管理経費の収支状況
- (4) その他市長が必要があると認めた事項
(委任)

第17条 この条例に定めるもののほか、女性センターの管理に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

(平成12年規則第37号で平成12年6月1日から施行)

附 則 (平成17年条例第17号抄)

- 1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。ただし、第2条及び次項の規定は平成17年4月1日から、第4条及び附則第3項の規定は公布の日から施行する。
- 3 第1条の規定による改正後の盛岡市牧野条例第13条及び第14条に規定する指定の手続等並びに第3条の規定による改正後の盛岡市女性センター条例第11条及び第12条に規定する指定の手続等は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

附 則 (平成27年条例第55号)

この条例は、公布の日から施行する。

3 盛岡市女性センター条例施行規則

平成12年5月31日規則第42号

改正

平成17年3月31日規則第37号

盛岡市女性センター条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、盛岡市女性センター条例（平成12年条例第25号。以下「条例」という。）の規定に基づき、及び条例を施行するため必要な事項を定めるものとする。

(使用の許可申請)

第2条 条例第5条第1項の許可を受けようとする者は、盛岡市女性センター使用許可申請書を市長（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）が管理する女性センターにあっては、指定管理者。以下この条において同じ。）に提出しなければならない。ただし、子どもの部屋の使用（貸切使用を除く。）に係る同項の許可を受けようとするときは、口頭で当該許可の申請を行うことができる。

2 前項本文の申請は、女性センターを使用しようとする日の3月前から使用しようとする日までの間に行わなければならない。ただし、市長が女性センターの管理上支障がないと認めたときは、この限りでない。

(使用の許可等)

第3条 条例第5条第1項の許可は、盛岡市女性センター使用許可書の交付をもってする。ただし、前条第1項ただし書の許可は、口頭での通知をもってする。

2 前項本文の許可書の交付を受けた者は、女性センターを使用しようとするときは、当該許可書を所定の場所で職員に提示しなければならない。

(指定管理者の指定の手続)

第4条 条例第11条第1項の規定による申請をしようとするものは、盛岡市女性センター指定管理者指定申請書に女性センターの管理に関する事業計画書その他市長が必要と認める書類を添えて市長に提出しなければならない。

2 条例第11条第2項の規定による通知は、指定管理者として指定する場合にあっては盛岡市女性センター指定管理者指定通知書により、指定管理者として指定しない場合にあっては盛岡市女性センター指定管理者不指定通知書により行うものとする。

(指定通知書等の掲示)

第5条 指定管理者は、前条第2項の盛岡市女性センター指定管理者指定通知書又は指定管理者の指定を受けている旨を女性センターにおいて公衆に見やすいように掲示しなければならない。

(条例第13条第1項の市長が定める事項)

第6条 条例第13条第1項の市長が定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 指定管理者の代表者及び女性センターの長
- (2) 指定管理者の指定に際し、当該指定管理者の必要な要件として市長が指定した事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、指定管理者の指定に係る協定に定められた事項

附 則

この規則は、条例の施行の日（平成12年6月1日）から施行する。

附 則（平成17年規則第37号抄）

1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。ただし、第1条、第18条及び次項の規定は平成17年4月1日から、第28条（第7条及び第8条の改正規定中「別表第3第1号の表の備考2」を「別表第3第1号の表の備考3」に改める部分に限る。）の規定は公布の日から施行する。

4 もりおか女性センター運営委員会

(1) もりおか女性センター運営委員会設置要綱

(設 置)

第1 特定非営利活動法人参画プランニング・いわて(以下「指定管理者」という。)が管理するもりおか女性センターの管理運営に関する重要な事項について調査審議し、及び意見等を聴くため、盛岡市もりおか女性センター運営委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(審議事項)

第2 委員会の審議事項は、次のとおりとする。

- (1)女性センターの管理運営に関すること。
- (2)女性センターの年間事業計画に関すること。
- (3)女性センターの運営に関する評価に関すること。
- (4)その他女性センター管理運営のために必要な事項に関すること。

(組 織)

第3 委員会は、委員 10 名以内をもって組織し、指定管理者が委嘱する。

2. 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。
3. 指定管理者が指定を取り消されたときは、当該指定を取り消された日をもって任期満了とする。

(委員長及び副委員長)

第4 委員会に委員長及び副委員長各1名を置き、委員長は委員の互選とする。

2. 副委員長は、委員長が指名する者をもって充てる。
3. 委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。
4. 副委員長は、委員長を補佐し委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときはその職務を代理する。

(会 議)

第5 委員会は、指定管理者が招集する。

2. 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
3. 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
4. 委員長は、必要があると認めたときは、委員会に関係者の出席を求めることができる。

(庶 務)

第6 委員会の庶務は、女性センターにおいて処理する。

(その他)

第7 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は指定管理者が別に定める。

(実施期日)

第8 この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

(2) 令和6年度もりおか女性センター運営委員名簿

氏名	所属
乙部 陵子	もりおか女性の会
小山 花子	盛岡大学文学部教授
佐藤 卓	公募委員
菅原 のぞみ	エスクル岩手 代表
長谷川 美智子	公募委員
福島 裕子	岩手県立大学看護学部 学部長
藤井 茂樹	岩手県環境生活部若者女性協働推進室 特命参事兼青少年・男女共同参画課長

(五十音順／敬称略)
令和7年3月31日現在

5 もりおか女性センター別館（働く婦人の家）の歩み

年月日	記 事	年月日	記 事
昭和46・	勤労婦人代表や諸団体から「働く婦人の家」設置要望	12・4・1	企画部に組織換え(産業部から)
47・7・1	勤労婦人福祉法が施行される。	6・1	女性センター開設(同所長は働く婦人の家館長が兼務する)
8・	働く婦人の家着工。(厚生省補助)	9・19	開館以来の利用者数延べ150万人達成
48・3・	施設竣工(1階 とりよう保育園、2階 働く婦人の家)	11・22	東北地区保育サービスグループ交流会開催(盛岡)
4・14	職員発令 (初代館長 長野マサ)	13・6・1	働く婦人の家運営委員の改選
4・21	落成式	7・10	エレベーター再稼動
6・9	元労働大臣 野原正勝氏来訪	10・18	東北地区保育サービスグループ交流会開催(盛岡)
10・3	ロシア料理教室(日ソ親善協会等と共に)	14・4・1	働く婦人の家連絡協議会が働く女性の家連絡協議会に名称変更(全国)
11・24	洋裁店従業員懇談会	9・9	3階女子シャワー室修繕工事
11・30	長岡輝子を囲む詩の朗読会	15・4・1	(第6代館長 野崎智恵子)
12・22	生活問題懇談会発足(のちの日用品を生かす会)	4・29	東北地区女性の家協議会総会(盛岡開催)
49・1・22	長野県教組婦人部長来訪	6・1	働く婦人の家運営委員の改選
3・2	おひな様とお茶を楽しむ会(H6年度まで続く)	4・18	30周年記念日用品を生かす会(第54回)
4・24	第1回日用品を生かす会	11・7~8	30周年記念成果発表会
7・30	東北地区働く婦人の家相談事例研修会(盛岡開催)	16・	盛岡市の行政構造改革により、働く婦人の家は女性センターと統合の方針提示
8・18	厚生省中央児童福祉審議会委員来訪	17・2・8	国から働く婦人の家転用承認通知
8・23	料理教室改修工事	3・	市議会において女性センター条例一部改正が可決。
9・18	労働省婦人労働課職員来訪	4・1	名称変更、働く婦人の家条例・運営委員会条例廃止 18年度指定管理者導入
50・4・23	第3回開館記念及び国際婦人年記念植樹しだれ桂	27・3・1	もりおか女性センターと統合。女性センターは本館、働く婦人の家は女性センター別館に名称変更
8・11	図書の館外貸出し開始	27・12・24	当面の間、休館 もりおか女性センター別館の廃止
51・8・10	斜路改修工事		
52・9・22	第1回婦人の家まつり		
54・3・15	増改築工事(3・4階)完了 (エレベーター設置 2階3階働く婦人の家 4階保健センター)		
55・11・11	大曲市働く婦人の家会員との交流会		
56・4・1	(第2代館長 及川サチエ)		
57・7・15	働く婦人の家全国会議(盛岡開催)		
10・14	10周年記念婦人の家まつり		
58・1・28	移動開設講座開始 (H5年まで続く)		
3・15	婦人の家講師懇談会		
62・4・1	(第3代館長 亀井良子)		
8・	隣接地に市保健センター新館完成		
63・11・11	婦人の家まつりを成果発表会に改称		
平成2・3・24	働く婦人の家利用者連絡協議会発足総会		
4・6・23	韓国女性会館職員研修視察来訪		
9・	ホームヘルパー養成研修事業の県指定を受ける		
5・10・2	開館20周年記念ウォーキング大会		
10・21	レインボースポーツ事業(婦人少年協会等と共に)		
11・5	20周年記念成果発表会		
7・4・1	(第4代館長 高橋牧子)		
9・7・1	(第5代館長 金子貞子)		
10・6・19	働く婦人の家利用者連絡協議会発足10周年を記念して機関紙創刊		
11・6~7	25周年記念成果発表会		
11・6・23	男女共同参画社会基本法が施行される。		
12・3・3	東北ブロック老人介護講習会終了生グループ情報交換会開催(盛岡市)		
3・15	10・6・19の機関紙の愛称を「わつなぎ」とする		

もりおか女性センター概略図



令和6年度業務概要

発行：令和7年11月
編集：もりおか女性センター指定管理者
特定非営利活動法人 参画プランニング・いわて
所在地：〒020-0871 岩手県盛岡市中ノ橋通一丁目1-10
プラザおでって5F
TEL 019-604-3303 FAX 019-601-4031